

平成 21 年度 西東京市教育委員会の権限に属する事務の管理
及び執行の状況の点検及び評価(平成 20 年度分)報告書

～ 平成 20 年度における事務の管理及び執行状況 ～



平成 21 年 8 月
西東京市教育委員会

目 次

第 1	概要-----	1
第 2	西東京市教育委員会の教育目標-----	1
第 3	西東京市教育委員会の平成20年度の主な活動・事業の目標と実績、評価と課題-----	2
	(1)次期西東京市教育計画の策定-----	2
	(2)学校施設適正規模・適正配置の検討-----	2
	(3)特別支援教育の推進-----	3
	(4)学校施設の整備-----	4
	(5)中学校給食の実施に向けた取り組み-----	4
	(6)学校への人的支援(学習支援員配置事業)-----	5
	(7)情報教育の充実・整備-----	6
	(8)不登校児童・生徒への対応-----	6
	(9)生涯学習推進計画の策定-----	7
	(10)学校開放プール事業-----	8
	(11)保谷駅前公民館・図書館の整備-----	9
	(12)図書館事業の見直し-----	9
	(13)菅平少年自然の家の運営管理事業の検討-----	10
第 4	事務の管理及び執行状況及び評価について-----	11
	(1)教育に関する事務の管理及び執行状況<西東京市教育計画(教育プラン21)関係>-	11
	(2)教育委員会の活動状況-----	28
	(3)教育に関する事務の管理及び執行状況(地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第23条関係)-----	33
第 5	点検・評価に関する有識者からの意見について-----	58
<資 料>	-----	62
	(1)西東京市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価実 施要綱	
	(2)西東京市の市勢概要	

第1 概要

平成19年度に引き続き、平成20年度の西東京市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を行った。

本点検及び評価は、教育委員会自らが所掌する事務事業の点検評価を行うことにより、効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を果たしていこうとする趣旨から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条に基づき実施するものである。

対象となる事務事業は、西東京市教育計画（教育プラン21）に基づく事務事業及び教育委員会の職務権限に基づく事務等である。

対象となる事務事業のうち、平成20年度の主な事務事業である13項目に関しては、項目ごとに「目標」、「実績・成果」、「評価と課題」に分けて詳細な点検評価を行った。なお、今年度の目標設定にあたっては、次の4項目を基本とした。

- 1 教育計画(教育プラン21)、総合計画等の各種計画の着実な推進を図る。
- 2 現在直面している行政課題、又は、新たな行政課題に対して積極的に取り組む。
- 3 継続中の事業の一層の充実を図る。
- 4 継続中の事業の見直しを図る。

以上の項目を基本に各事業の目標を設定しており、この目標に沿って各種事務事業の執行状況を点検評価した。

全体として「実績・成果」、あるいは「評価と課題」の検証においては、概ね、各項目とも平成20年度の目標を達成することができた。ただし、「学校施設適正規模・適正配置の検討」等、本年度で完結することが難しく大きな課題については、新たに作成した「西東京市教育計画（平成21年度から25年度）」や「西東京市総合計画（後期基本計画）平成21年度から25年度」等に継続して引き継ぐとともに、引き続き、次年度以降の実施に向けて取り組みを継続する考えである。

西東京市教育計画（教育プラン21）に基づく事務事業に関しては第4(1)に示した。平成20年度が計画の最終年度にあたることをふまえ、計画に掲げられた項目ごとに、4年間の計画年次全体にわたる点検評価を行った。その結果、一部の項目に検討にとどまるものもあったが、ほとんどの項目において進展を見ることができた。

教育委員会の職務権限に基づく事務に関しては第4(2)で示し、実施状況等を可能な限り数値に基づき明らかにするよう努めた。

点検評価は教育委員会自らが行うものであるが、客観性を確保するため、3名の学識経験者より貴重なご意見をいただいた。いただいたご意見をふくめ、本点検評価の結果を今後の教育行政に生かしてまいりたい。

第2 西東京市教育委員会の教育目標（平成20年第2回教育委員会定例会決定）

西東京市教育委員会は、子どもたちが進んで知性、感性を磨き、道徳心や体力を高め、人間性豊かに成長することを願い、

互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識のある人間

社会の一員として社会に貢献しようとする人間
自ら学び考え行動する、個性と創造力豊かな人間
の育成に向けた教育を重視します。

また、学校教育及び社会教育を充実し、誰もが生涯を通じ、あらゆる場で学び、支え合うことができる社会の実現を図ります。

そして、教育は、家庭、学校及び地域のそれぞれが責任を果たし、連携して行わなければならないものであるとの認識に立って、すべての市民が教育に参加することを目指していきます。

第3 西東京市教育委員会の平成20年度の主な活動・事業の目標と実績、評価と課題

(1) 次期西東京市教育計画の策定

【目標】

平成20年度において、西東京市教育プラン21(平成17年度～21年度)の見直しを行い、教育関連法令の改正などの教育環境の変化への対応、また、計画の着実な推進のため「西東京市総合計画(後期基本計画)平成21年度～25年度」との計画期間の整合を図り、新たに「西東京市教育計画(平成21年度～25年度)」を策定する。

【実績・成果】

計画策定にあたり、幅広い視点での検討を進めるため、公募市民を含む「西東京市教育計画策定懇談会」を設置し、9回の会議を開催した。

また、教育計画の策定及び修正をするため、「西東京市教育計画策定検討委員会」を設置し、4回の会議を開催した。なお、「西東京市総合計画(後期基本計画)」との整合、並びに「生涯学習推進計画」との連携を図りながら策定作業を進めた。

さらに、計画策定過程における市民の意見を集約するため、平成20年12月15日から1ヶ月の間、教育計画素案に関するパブリックコメントを実施し、その結果を市報・ホームページに掲載するとともに、情報公開コーナーで公表した。

計画策定の基礎資料として、市内の小学4年生・6年生、中学2年生、及びその保護者を対象に平成20年7月にアンケート調査を実施し、その結果を西東京市教育計画策定懇談会へ報告した。

平成21年2月の教育委員会において計画策定に向けた最終協議を行い、平成21年3月の教育委員会で「西東京市教育計画」を決定した。

【評価と課題】

教育計画の策定過程においては、西東京市教育計画策定懇談会の設置やアンケート調査、パブリックコメント等の市民参加手続きを実施し、計画に反映させている。今後は、計画の着実な推進に向けた教育委員会の体制を整備する必要がある。

(2) 学校施設適正規模・適正配置の検討

【目標】

西東京市における児童・生徒数の動向については、大規模な宅地開発等により市全体として児童・生徒数が増加している。児童・生徒数の急増により教室が不足し、教室の増築により対応を図った学校がある一方、単学級の学年が生じている学校があるなど、

アンバランスな状況となっている。また、通学区域に関しては、合併以来、根本的な見直しを行っていないことから、学校施設の配置や通学区域について課題が生じている。

こういった状況を踏まえ、平成17年度から学校施設の適正規模・適正配置についての部内検討組織を設置して本格的な検討を始めた。平成18年度は児童・生徒数の推計及び課題の洗い出しを行い、「部内検討委員会報告書」をまとめた。

平成19年度には、これを基に市民参加による懇談会を設置して、今後の児童・生徒数の動向等を見据えた学校施設の整備、通学区域の見直し、さらに学校の統廃合についての基本方針について議論を進め、「検討懇談会報告書」をまとめた。

平成20年度には、「検討懇談会報告書」に基づき、児童・生徒数の減少による小規模化する学校への対応と、一方、既存施設規模を超える児童・生徒数の増加に直面している学校への対応との両面から、よりよい教育環境の実現を念頭に置き、学校施設の適正規模・適正配置について、基本的な方針を定める。

【実績・成果】

「検討懇談会報告書」に基づき、学校施設の適正規模・適正配置について、教育委員会の基本的な方針を定めるため、庁内横断的に検討するための検討委員会を設置し、学校施設の適正規模・適正配置、並びに通学区域に関する基本方針を検討した。基本方針の検討過程においては、基本方針案についてパブリックコメントを実施し、市民、保護者等の意見を聞いた。

検討委員会からの検討結果を受け、教育委員会として平成20年11月に基本方針を決定した。

【評価と課題】

学校施設の適正規模・適正配置について、基本方針により今後の方向性が示されたことにより、小規模化校への対応、大規模化校への対応、通学区域の見直しについて、具体的な方策を検討していくこととなる。平成21年度においては、新町・向台地域及び谷戸・ひばりが丘地域について、保護者、地域住民、学校等の意見を聞きながら検討を進めるため、地域協議会を設置する必要がある。

(3) 特別支援教育の推進

【目標】

平成20年度においては、各学校における特別支援教育の体制の充実と、障害のある児童・生徒の乳幼児期から学校卒業後への円滑な移行を図るため、教育、福祉、保健・医療、労働等の関係機関との連携が重要となることから、関係部署及び関係機関との連携による支援体制の構築に取り組んでいく。

また、中学校通級指導学級の設置についても、検討を進めることとする。

【実績・成果】

平成20年度は、各学校長の指名した「特別支援教育コーディネーター」や関係教職員を対象とする「コーディネーター養成研修」を8回開催し、「コーディネーターの役割や特別な配慮を要する児童・生徒への指導等」について研修を行った。

また、全市立小中学校において、特別支援教育コーディネーターを中心に「校内委員会」が設置され、特別な教育的支援を必要とする児童・生徒一人ひとりの教育ニーズに

応じた「個別指導計画」の作成の取り組みが行われた。

啓発リーフレットを市立小学校の新1年生の保護者を対象に配布した。

支援体制構築に向け、幼児期から小学校への円滑な移行を図るため、教育委員会と子ども家庭支援センターが連携して、特別な教育支援を必要とする子どもをサポートした。

中学校通級指導学級の設置について検討を行い、平成21年度以降の総合計画の後期基本計画及び教育計画に位置づけることとした。

【評価と課題】

平成19年度からスタートした特別支援教育については、特別支援教育支援員の試行的配置や、校内委員会のあり方・進め方など、学校ごとに試行錯誤しながら、取り組んできている。

今後は、平成19年度、平成20年度の実績・成果を踏まえながら、本市としての特別支援教育のあり方や方向性について、検証する必要がある。また、実効性を担保するための教育委員会内の体制づくりについても、あわせて検討し、連携体制の強化を図る必要がある。

中学校通級については、平成22年度開設に向け、学級運営等についてさらに検討を進める必要がある。

(4) 学校施設の整備

【目標】

学校施設の整備については、平成19年度までに全校の校舎・体育館の耐震補強工事が終了した。また、校舎等老朽に伴う改造工事については計画的に実施している。

平成20年度においては、上向台小学校校舎増築工事 柳沢小学校校舎大規模改造工事（第1期）を実施する。

【実績・成果】

平成19年度には、谷戸・向台小学校体育館の老朽化による大規模改造工事、田無第三中学校体育館耐震補強工事、保谷中学校体育館建替え工事が終了した。平成20年度には、上向台小学校校地東側に6教室増設工事、柳沢小学校の普通教室棟の大規模改造工事を実施し、平成21年度には、特別教室棟の改造工事を実施する。

【評価と課題】

学校施設の老朽化が進み、計画的な大規模改造工事とは別に各校の修繕量が多くなってきている。現在、建築・改修年度を基準とした建替計画に基づき大規模改造工事を実施しているが、現状の校舎等の劣化状況を踏まえると共に西東京市公共施設保全計画との整合を図った建替計画を策定する必要がある。

今後、抜本的な対応として施設の建替え更新を検討することとなるが、その際には西東京市における学校施設の適正規模・適正配置に関する「基本方針」に基づき、通学区域の見直し、あるいは学校施設の統廃合の検討と併せて検討を進めていく。

(5) 中学校給食の実施に向けた取り組み

【目標】

中学校給食については、中学校給食検討委員会を開催し、6月に中間報告、11月に最

終報告を提出する。中学校完全給食の実行計画としてまとめ、後期基本計画に位置づける。

【実績・成果】

平成20年度には、中学校給食検討委員会を7回開催し、中間報告と最終報告を提出し、基本方針として「学校給食法に基づく完全給食の実施」「親子調理方式の採用」「家庭弁当との選択制」「小学校給食との同一献立の四つの柱をたてた。また、実行計画として小中学校の施設整備、配送業務にかかる整備、親子の組合せ、事業運営のあり方について一定の方向性を示した。このことにより最終的には、平成25年度までに9校全校で給食開始とした後期基本計画に位置づけられることとなった。平成21年度は3校給食開始のための施設等整備の実施設設計委託を予定している。

【評価・課題】

中学校給食の基本方針が、位置づけられたことで、今後は実施に向けた個別具体的な問題、例えば中学校昇降機の設置等に伴う建築確認上の問題、調理業者及び配送業者の選定や調理を担当する小学校及び給食開始による中学校それぞれの事務増加分の負担問題等、事業運営の細部にわたる問題を解決していくことが必要となる。それぞれの学校と個別に調整を働きかけるとともに、中学校給食開始準備検討委員会等により本市に適した運営等の検討を行うこととする。

(6) 学校への人的支援（学習支援員配置事業）

【目標】

「小1プロブレム」が発生するのは、様々な要因が考えられるが、直接的には逸脱行動を繰り返す気になる児童、特に個別指導を要する児童が学級に多くいることによると、『「小1問題」調査研究、平成18年度東京都教育委員会委託研究報告書』（平成19年3月）には記されている。

そこで、「小1プロブレム」に対応するための体制を整え、小学校1年生が学校生活により円滑に対応できるように、学習支援員を配置する。

【実績・成果】

平成19年度5月末より、7校に9名、平成20年度は、10校に13名の学習支援員を配置した。配置基準は、小学校1年生の学級で、35人以上の在籍を有する学級がある学年に配置としている。

学習支援員の資質の向上のために、教育委員会による研修を年間3回、実施した。また、活動報告書を月ごとに提出させ、活動の進行管理を実施し、必要に応じて管理職または統括指導主事による指導を行った。

配置校の管理職に対して行った学習支援員に関する聞き取り調査から、導入後の効果として、前年度に引き続き以下の点があげられた。

学習の遅れがちな児童に対して個別の学習指導を行うことができたので、基礎・基本に対する理解が図られた。

集団行動が苦手な児童に対して、丁寧な指導が行えたので、年度末には集団行動がとれるようになった。

授業中に不適応を起こした児童に寄り添い気持ちを落ち着かせ、学習に取り組み

る状態に戻すことができたので、基礎学力の定着が図られた。

【評価と課題】

配置した全10校の校長が、学習支援員の配置は効果的であったと評価している。また、管理職からの聞き取りから、保護者も配置の効果を認めている。

課題としては、担任と学習支援員の打合せ時間の確保が十分でないこと及び担任と学習支援員の役割分担が明確でない場合に効果があがりにくいことが指摘された。

(7) 情報教育の充実・整備

【目標】

子供たちがコンピュータやインターネットを活用し情報社会に主体的に対応できるための「情報活用能力」の育成や「分かる授業」の実践に向けICT環境の充実や情報モラル教育の充実を図る。

また、平成19年度末をもって「西東京市情報教育推進事業整備計画（平成17年度～平成19年度）」が終了したことから、「西東京市教育情報化推進計画検討委員会」での検討の中で、他の各種計画にある市の将来像を基本とした、今後の西東京市における教育分野の情報化についての計画「西東京市教育情報化推進計画」を策定する。

【実績・成果】

平成19年度末時点で全ての学校の普通教室・特別教室への校内LAN配線整備が終了となったことから、対象校（8校）に対し準備が簡単であり、持ち運び可能なプロジェクター・教材提示装置を一式、整備した。

また、情報モラル教育については、授業として行うとともに、セーフティ教室において小・中学校15校で実施した。

「西東京市教育情報化推進計画検討委員会」では全教員へのアンケート調査の実施や計11回の議論を経て平成21年3月に「西東京市教育情報化推進計画」を策定した。

【評価と課題】

全教職員へのアンケート結果から、ICTの授業での活用は、学級や教科により、大きな差があることが分かった。今後も利便性が高く、無理なく、簡単に利用できる機器の整備が必要となる。また、社会問題ともなっているインターネットを利用した各種事件等から子供たちを守り、安全・安心してコンピュータを利用できるよう、児童・生徒、教員、保護者と一体となった情報モラル教育を実践していくことが重要となる。

(8) 不登校児童・生徒への対応

【目標】

中1不登校未然防止の取り組みを引き続き行い、不登校対策委員会において全小中学校間の情報共有・情報交換を図る。

関係機関との連携を図り、不登校対策に取り組む。

【実績・成果】

平成20年度は、不登校対策委員会を年間4回開催した。委員会では、不登校未然防止の取り組みについて共通理解を図り、欠席状況分析シート、小中連携シートを活用した情報交換を行った。

また、適応指導教室や、今年度開設した西東京市不登校ひきこもり相談室の定例ケース検討会議に教育相談センターの臨床心理士が参加し、連携のもと不登校児童・生徒への対応を行った。

【評価と課題】

委員会では、小中間の情報交換、児童・生徒へ意識的に目を向けることによる早期対応等、不登校未然防止の取り組みが有効であるとの意見があった。

今後も、不登校対策委員会を中心に、小・中学校が連携して、未然防止の取り組みを行っていく。また、委員会の持ち方、シートの内容、関係機関とのネットワーク活用について検証する。

(9)生涯学習推進計画の策定

【目標】

平成 16 年度に策定された「生涯学習推進計画」の計画年次が平成 20 年度に終了するため、次期 5 ヶ年の計画を策定する。この計画は、「だれもが主役で輝く地域学習社会の創造」を、市民・団体・企業・行政等様々な主体の参画と協働によって実現していくことを目指し、そのために必要な具体的施策を総合的に体系化し、全庁的な取り組みにより生涯学習を推進する指針となる計画として策定する。

【実績・成果】

計画策定にあたっては、生涯学習関連事業の担当課長 18 名で構成された「生涯学習連絡調整会議」を 3 回、実務担当職員 10 名で構成された「生涯学習連絡調整会議部会」を 11 回開催し、全庁的な検討作業により、計画案のとりまとめを行った。

また、「西東京市らしさ」や「市民の声」を踏まえた施策の検討を進めるため、計画策定過程への市民参画組織として「生涯学習推進計画策定懇談会」を設置した。この懇談会は、地域活動団体関係者や公募市民等の 10 名で構成され、計 10 回の会議を開催し、多様な視点から西東京市の生涯学習推進のための方策について意見を伺い、計画素案についての検討を行った。さらに、多くの市民のニーズや要望をできる限り施策に反映するため、7 月から 8 月にかけてインターネットによる市民意識調査と市内の学習活動団体へのグループインタビュー、10 月には保谷駅前公民館と田無駅でオープンスタイルでの市民との意見交換会、12 月には、計画素案へのパブリックコメント（市民意見提出手続き制度）を実施し、市民から西東京市の生涯学習推進に対する幅広い意見を聴き、各施策にできるだけ反映させながら計画の策定を行った。

平成 21 年 3 月に「西東京市生涯学習推進計画(平成 21 年度～平成 25 年度)」を作成した。

【評価と課題】

様々な市民参加の機会を用意して計画策定にあたり、多くの市民のニーズや要望をできる限り施策に反映させた計画策定が行われた。計画の推進に向けては、庁内組織と市民参加組織による進行管理と意見反映を図ることで、市民主体の生涯学習の推進に向けた取り組みを行うことができると考える。

今後は計画に位置づけられた推進施策を着実に実現することが課題である。

(10) 学校開放プール事業

【目標】

学校開放プール事業は、健康増進とプールを通して水に親しむことを目的としており、幼児から小学生を対象とした児童開放プール、一般市民を対象とした一般開放プール、団体単位で貸し出す団体開放プールに分類されている事業である。

本事業を実施するに当たり、課題となっている点として、第1点目は、各小学校で実施している夏休みのプール指導と本事業の児童開放プールを比較すると、学校において実施しているプールの30%程度の利用率となり、利用者に対する一人当たりのコストが高額となっていることである。

第2点目は、東京都プール等取締条例及び同施行規則の運用方針が変更され、これまで学校プールに準じた扱いを受けてきた本事業が民間施設の営業プールと同様の取り扱いを受けることとなっている。営業許可を受けるためにプールの施設整備及び改修を行った場合には、事業経費が新たに発生することとなり、事業費が増大することが懸念されている。

第3点目として、行革本部においても本事業の「改善・見直し」の評価を受けていること等、以上のことを考慮して本事業のあり方について検討する必要があるため、これらの課題を解消することを目標とする。

【実績・成果】

このような状況を踏まえ、西東京市スポーツ振興審議会に対し、「学校開放プール事業の今後のあり方について」現状の報告を行い、今後の事業のあり方について意見を伺うため、西東京市スポーツ振興審議会において審議いただいた。

学校開放プール事業の今後のあり方について、議論をいただいた結果、次のことについて審議会の意見として意見書が提出された。

- 1 児童開放プールを廃止し、現在、学校単位で実施されている学校プールに指導員・監視員を配置するといった支援を行い、児童の水に親しむ機会と合わせて児童個々の泳力を伸ばせる事業に発展させること。
- 2 一般開放プールについては、スポーツ振興計画における「学校開放の推進」、「子どもの居場所づくり」の観点を踏まえ、就学前のこどもが水に慣れる、水に親しむきっかけづくりを失わないように事業継続できるよう配慮すること。
- 3 団体開放プールについては、団体の活動拠点の確保の必要性、また、障がい者が水に親しむ機会を失わないように継続して実施すること。

西東京市スポーツ振興審議会の意見を参考に、児童開放プールを廃止し、現在、学校単位で実施されている学校プールに指導員・監視員を配置するといった支援を行うよう、平成21年度予算において、事業を教育指導課に移し、教員の負担とならないよう見直しを図った。

また、一般開放プールについては、実施校を1校増やし、市域全体のバランスを図って実施校を決定して実施することとし、団体開放プールについては、現状を維持して実施することとした。

【評価と課題】

平成21年度予算において、7,127千円の行政コストとして削減が見込まれた。

また、平成20年度事業の見直しに伴い、混乱を招かぬよう市報、ホームページ、児童館等へ変更のお知らせを掲示する等、児童・生徒等に丁寧な周知を行う必要がある。

(11) 保谷駅前公民館・図書館の整備

【目標】

駅に直結した施設というこれまでにない立地特性を生かし、市民の需要に合わせた利便性の高い事業展開を行う。

【実績・成果】

平成20年度も内装工事等施設整備に取り組み、平成20年6月29日に開館した。開館以来、活発に利用されている。

(保谷駅前公民館)

保谷駅前公民館への登録団体数は487団体で、そのうち184団体が新たに登録された団体である。利用率は67%で、旧住吉公民館の平成19年度の利用率65%を上回った。

公民館の事業・講座運営に当たっては、開館当初は利用者への施設案内等の業務に追われたものの、公民館主催事業については、旧住吉公民館からの継続講座を含めた17事業を開催することができた。

(保谷駅前図書館)

保谷駅前図書館の資料貸出数は前年度に比べ、1.6倍増加した。

【評価と課題】

(保谷駅前公民館)

新たに登録された団体数や利用率を見ても、地域の社会教育の拠点としての期待に十分応えたものと言える。

また、保谷駅前公民館の特色となっているドラムセット等を常備した楽器練習用の部屋を整備したことで、新たに登録された団体の中には若い世代のバンドグループもあり、結果として若い世代の利用拡大につながっている。

今後は、与えられた施設の機能を十分生かした事業展開、地域の社会教育の拠点としての活用についての協議の場となる「利用者懇談会」のほか、サークル同士、さらには地域住民を含めた、ふれあい・つながりに結びつく場を支援する必要がある。

(保谷駅前図書館)

保谷駅に直結した利便性を生かし、通勤・通学の行き帰りのサラリーマンや学生に向けたサービスを展開した。ビジネス関連の資料の積極的な収集、学習室の提供などを実施した。下保谷図書館所管の利用圏域が西武線の北側に偏っていたこれまでに比べ、線路の南側地域（東町、中町、泉町など）の市民の登録が増加し、利用の拡大を図った。

一方、練馬区民の利用が急増し、練馬区との相互利用は、本市の負担が増加している。

(12) 図書館事業の見直し

【目標】

西東京市地域経営戦略プラン（第2次行財政改革大綱）に示された図書館が取り組むべき課題である「図書館事業の見直し」について、図書館の管理・運営方針を検討し、

今後の図書館事業の見直し改善を図る。

【実績・成果】

図書館協議会の「図書館事業の見直し」の提言を受け、第1次計画として「モノの改革」と位置づけ、保谷駅前図書館の開館 第2期図書館管理システム切り替えとICタグ資料管理システムの導入 「西東京市図書館基本計画・展望計画」の策定 中央図書館と保谷駅前図書館の祝日開館を実施した。

【評価と課題】

合併以後、年度ごとに策定する図書館年次計画の中で、多くの課題に取り組んできたが、長期的視野に立った計画的・安定的な図書館運営を進めていくため、計画を策定した。図書館は、市民のための資料や情報の提供など、直接的な援助を行う機関として、市民の要望を把握するよう努めるとともに、それに応じた地域実情に即した運営に努める。また、市民要求の多様化と増大に応えられる資料の充実を進めるため、基本計画や実施計画に基づいた図書館事業を推進していく。

(13) 菅平少年自然の家の運営管理事業の検討

【目標】

菅平少年自然の家は、昭和49年8月に田無市教育100年記念事業の一環として、良好な自然環境の中で心身ともに健全な少年の育成を図ることを目的に設置した。施設は、市立小学校の移動教室を中心として、一般市民にも利用されている。建設後、34年を経過し、施設の老朽化が進む中で、菅平高原への観光客の減少傾向に呼応するように、一般市民の利用者も減少するなど、施設運営面での多くの課題を抱えている。そのため、菅平少年自然の家の今後のあり方や活用方法の検討を行う。

【実績・成果】

平成19年5月に教育委員会事務局内に菅平少年自然の家検討委員会を設置し、施設の維持管理等について調査・検討し、施設の存続・転用・廃止について課題等を整理し、平成20年3月に「菅平少年自然の家の今後のあり方について（中間のまとめ）」を作成した。

平成20年度は、施設の存続・転用・廃止についての課題等への対応として検討委員会事務局において、市民からの意見を聴くため中間のまとめをホームページに掲載、施設改修費及び取り壊し等に係る経費の積算、国庫補助金の規制緩和の確認、指定管理者を導入している自治体での聞き取りなどを実施した。また、教育委員会から社会教育委員の会議へ「菅平少年自然の家のあり方について」の提言を依頼した。

【評価と課題】

平成18年度実施された行政評価の中で、菅平少年自然の家運営管理事業について、行政改革推進本部の評価として「本事業については、施設も老朽化し、事業当初に比べ実施環境が変化していることから、施設のあり方を早急かつ抜本的に検討する必要がある。ただし、施設利用者層について学校関係が多いことから、関係機関や市長部局等とも調整の上、代替方法も含め検討し進めていく必要がある。」とあり、それらを踏まえ平成21年度に最終報告書のとりまとめを行う。

第4 事務の管理及び執行状況及び評価について

(1) 教育に関する事務の管理及び執行状況<西東京市教育計画(教育プラン21)関係>

【達成度の見方】 (教育計画期間内における施策の達成度による評価とする。)

指 標	解 説
A(↑)	西東京市教育計画に掲げる施策事業を概ね達成している。
B(↗)	西東京市教育計画に掲げる施策事業を一部達成し、今後更なる充実を図っていく。
C(→)	西東京市教育計画に掲げる施策事業を実施に向けて検討している。
D(↘)	西東京市教育計画に掲げる施策事業の進展が見られない。
E(↓)	西東京市教育計画に掲げる施策事業を停止又は廃止している。

【西東京市教育計画(教育プラン21)の用語】

用 語	解 説
少人数学習集団による指導	学級数を超える集団数に分割(例:2学級を3分割)、児童・生徒の学習集団を弾力的に編成し、基礎的・基本的な内容の確実な定着を図る指導方法。
習熟度別学習指導	学年・学級を習熟の程度に応じて小集団に再編成し、効果的・効率的に学習指導を進める方法。平成15年12月学習指導要領の一部改正により、従前の中学校に加え、小学校でも指導計画の作成に当たって配慮すべき事項とされた。
確かな学力	これからの子どもたちに求められる学力で、生きる力を他の側面からとらえたもの。知識・技能に加え、自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力を指す。
TT(ティームティーチング)	1つの学習集団に、複数の教員が指導に当たることにより、個に応じた指導の充実を図り、基礎的・基本的な内容の確実な定着をめざす指導方法。
交換授業	小学校の学級担任が、学年内でいくつかの担当教科を交換して授業を行い、それぞれの個性や専門性を生かして、指導を充実させること。
選択授業	中学校で、課題学習や補充的な学習、発展的な学習など、生徒の特性等に応じた多様な学習活動を行うこと。時間数は、第1学年は年間30時間まで、第2・3学年は年間70単位時間までの範囲内で、各学校が定める。
ゲストティーチャー	より専門性の高い授業の実現を図るため、各学校の要請を受けて外部から来校して児童・生徒の指導を行う人材のこと。
アシスタントティーチャー	授業の中で、教師の学習指導の補助を行い、学習効果を高める役割を果たす人材のこと。
学生ボランティア	本市が提携する武蔵野大学や多摩ネットワークから派遣されて、児童・生徒の学習指導の補助にあたる学生のこと。
道徳授業地区公開講座	学校・保護者・地域が連携して道徳教育を推進することにより、学校の道徳教育を活性化するため、学校の道徳の時間の授業を公開し、授業や子どもの様子について意見交換を行う講座のこと。
職業体験	市内外の事業所で、生徒が実際に職業を体験することにより、望ましい職業観・勤労観を養い、職業選択を含めた生き方教育の充実に資する活動。
健康教育副読本	性教育、喫煙防止教育、薬物乱用防止教育等、健康にかかわる重要課題について市独自に内容を編集し、児童・生徒の学習に活用する副読本。
スクールカウンセラー	いじめや不登校などの多様化する課題に対応するため、東京都の中学校全校に配置された臨床心理士。学校組織の一員として、生徒の相談のほか、保護者や教員からの教育相談、生徒指導上の課題の解決等について、専門的な立場からの助言を行う。
学校経営計画	平成15年度から全都立高校及び盲・ろう・養護学校に導入された、学校の自律的改革促進と個性化・特色化を図るための計画。計画、実施、評価を行い、改善を図るマネジメントサイクルの仕組みを用いている。
小中一貫教育	中央教育審議会答申において示された、今後盛り込むべき施策の基本的な方向の一つで、異校種間連携の一つ。小中連携を進めて、9年間を見通した教育課程を編成し、中学校進学時の不安を取り除くことにより、円滑な接続を図る方法。
外国人講師	外国人英語指導補助員で、ALT(Assistant Language Teacher)ともいう。英語教員や学級担任の補助として、英語や英語活動の指導にあたる。平成15年度、本市では小学校11校に学級あたり5時間程度、中学校9校には10時間程度の補助員を配置している。
ノーマライゼーション	障害のある人もない人も、同じように社会の一員として社会参加し、自立した社会を目指す、という考え方。
特別支援教育	これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、LD等を含め、障害のある児童・生徒の教育ニーズに対して適切な教育や指導を通じ、必要な支援を行う教育のこと。
LD	LD(学習障害)は、全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算するなど特定なものの習得と使用に困難を示す状態。
ADHD	ADHD(注意欠陥/多動性障害)は、次のような3つの行動特徴が、長期間にわたりしばしば見られる状態。不注意=不注意な過ちをおかす。注意が持続しない、必要な物をなくすなど。多動性=手足をそわそわ動かす、すぐに席を離れる、じっとしてられないなど。衝動性=質問が終わらないうちに答える、順番を待つことが苦手など。
主幹	平成15年度から東京都の公立学校に導入された、新しい職。教頭の補佐、教員間の調整、人材育成、指導・監督を行う。小学校には2名、中学校には3名の配置を予定している。
人事考課	自己申告と業績評価の結果に基づき、校長・教頭が適切な指導や助言を行い、また、研修や自己啓発、適切な処遇を行うことを通じて、職員の資質能力やモラルの向上、適材適所の人事配置や学校組織の活性化を図る制度。
研究奨励事業	西東京市立学校及び教員グループが当面する教育課題について研究するに当たり、研究奨励費を交付し、その研究成果を教育上の参考に供し、本市教育の充実振興に資することを目的とする事業。毎年、研究指定校2校程度、研究奨励校4校程度、研究奨励教員グループ6グループ以内を指定している。
学校運営連絡協議会	保護者・地域関係者等で構成され学校の運営方針や学校・家庭・地域社会との連携の在り方等について提言し、開かれた学校運営に寄与している。

計画項目	計画の柱	主要施策	事務事業のテーマ	具体的な内容	●=平成17年度から平成19年度までの実施状況 ○=平成20年度の実施状況など	達成度	担当課
活力と生きがいに満ちた西東京市の教育を築く施策・事業							
1 一人ひとりが輝き、活力ある学校づくり							
(1) 確かな学力の育成							
		きめ細かな学習指導による基礎・基本の定着	読み、書き、計算等をはじめとする、基礎的・基本的な学習内容の確実な定着を図ります。また、予習や復習や反復学習の重要性についての教員の意識を高めると共に、家庭学習の励行について保護者の理解を求めていきます。	●研究指定校（1年次校の保谷第一小学校）で基礎・基本の研究 ●理科支援員を小学校5・6年生に配置 ○研究指定校（保谷第一小学校）が研究成果を発表した。 ○理科支援員を小学校5・6年生の各学級に10時間程度配置し、重点配置モデル校を2校設定（569時間配置）した。	B	教育指導課	
		少人数指導、習熟度別指導の充実と拡大推進	少人数指導・習熟度別指導・ティームティーチング（T.T）により、個に応じた指導の充実と拡大を図ります。	●少人数学習集団による指導加配の拡大。 ●平成19年度には、小学校全校に配置。中学校では5校に1名、4校に2名を配置 ○少人数指導のための教員を小学校全校に配置（少人数9校、TT等10校）、中学校では、5校に1名、4校に2名を配置	A	教育指導課	
		小学校高学年における教科担任制等の検討	高学年を中心に、教科担任制や交換授業等の導入と拡大を図り、わかる授業づくりに努めます。	●研究指定校（2年次校の谷戸小学校）で高学年における教科担任制の実施及び成果発表 ○研究指定校の成果を踏まえ、各小学校へ普及を図り、3校において実施した。	B	教育指導課	
		中学校選択教科の充実	中学校の選択教科を充実させ、補充的な学習や発展的な学習を行い、個に応じた指導を高める機会とします。	●全中学校全学年において選択教科の充実を実施 ○平成20年度は、中学校全校で実施した。新学習指導要領において、選択教科は教育課程外での実施となるため、平成24年度からの充実は図れない。	A	教育指導課	
		外部講師の積極的活用	ゲストティーチャー や、アシスタントティーチャー としての学生ボランティア等の教育ボランティアを積極的に活用し、専門性の高い指導に触れさせることにより、児童・生徒の学習に対する興味・関心・意欲を高め、主体的な学習態度の育成に役立てます。そのために武蔵野大学、多摩地区14大学の協力による学生ボランティアの拡充を図ります。	●総合的な学習時間などでの積極的な活用を実施 ●平成19年度には、大学との連携により、学生ボランティアを2名配置 ○大学と連携し、学生ボランティアを10校に14名配置し、教育活動の充実を図った。	A	教育指導課	
		個に応じた指導法の工夫・改善	東京都教育委員会が実施する学力向上を図るための調査を基に、基礎的・基本的な学習内容の定着度を把握し、個に応じた指導法の工夫や改善を図ります。	●都の児童・生徒の学力向上を図るための調査及び文部科学省の全国学力・学習状況調査の結果を踏まえた授業改善推進プランを全校で作成・実施 ○授業改善推進プランを引き続き全校で作成し、具体的に授業改善に取り組んだ。	A	教育指導課	

計画項目	計画の柱	主要施策	事務事業のテーマ	具体的な内容	●=平成17年度から平成19年度までの実施状況 ○=平成20年度の実施状況など	達成度	担当課
			(2) 豊かな心の育成				
			人権教育の推進	「児童の権利に関する条約」(子どもの権利条約) について正しい理解の徹底を図り、現在実施している「人権の花」「人権作文」等の具体的な取り組みをはじめとする人権教育を推進し、暴力行為やいじめ等の問題の解決に努めると共に、自分や他人を大切に思いやる心を育む教育を推進します。	●各校の教育課程への位置付け、研修会を実施 ●都の人権尊重教育推進事業(中原小学校・けやき小学校)の1年次実施(平成19年度は、委員会5回、研修会3回実施) ○都の人権尊重教育推進事業(中原小学校・けやき小学校)の2校が2年間の研究成果を発表し、都・市にその成果を普及した。 ○人権教育推進委員会を5回、人権教育研修会を3回実施した。	A	教育指導課
			生命尊重の教育の推進	教育活動全体を通して、動植物を含む自他の生命を尊重する教育の充実を図ります。そのため、道徳教育や性教育等の充実、関係諸機関との連携、学校農園の活動等を通して、生命を大切にすることを育む活動を、より一層進めていきます。	●学校農園を小学校11校で実施 ●飼育動物を通して教育を小学校全校で実施 ○引き続き、学校農園を小学校11校で実施 ○引き続き、飼育動物を通して教育を小学校全校で実施したほか、都の飼育動物モデル校として保谷第二小学校が取り組んだ。	A	教育指導課
			道徳教育の充実	道徳の授業時数を確保し、副読本の活用等による道徳授業の向上のみならず、全教育活動での道徳教育の一層の充実を図ります。さらに、全校での道徳授業地区公開講座を継続実施する中で、保護者・地域の理解・協力を得ていきます。	●道徳授業地区公開講座を全校全学級で実施 ○引き続き、道徳授業地区公開講座を全校実施し、各学校で実態に応じて内容の充実を図った。	A	教育指導課
			生き方教育の充実	小・中学校を通じた計画的・系統的な進路指導の一層の充実に努めます。特に、小学校においては地域の職業人との交流等、中学校においては、地域の企業の協力による職業体験等を通して、児童・生徒一人ひとりの望ましい勤労観・職業観を育てます。	●小・中学校の進路指導、キャリア教育の充実に向けた調査・研究を行い、平成19年度から中学校全校で2～3日間の職場体験を実施 ○中学校全校で職場体験を実施した。(年間、2日間実施校が2校、3日間実施校が6校、5日間実施校が1校)	A	教育指導課
			読書活動の充実	「朝の10分間読書」のように、読書の習慣化を図ることで、集中力を養うほかに、読書の楽しさを味わい、将来への夢を抱く機会となるよう、情操教育の一貫として読書活動の活性化を推進していきます。また、学校図書館・公立図書館間の蔵書検索機能等、ネットワークを活用した読書活動の充実を図ります。	●「朝の10分間読書」の継続 ●全校一斉の読書活動等を小学校18校、中学校8校で実施 ○各学校の特色ある教育活動等に応じて朝読書を実施した。(小学校18校、中学校7校)また、朝以外にも各学校が実態に応じて読書活動の充実に取り組んだ。	B	教育指導課
			健康教育の充実	知育・徳育・体育に加え、近年は「食」も重視されるようになり、生涯にわたって、心も体もたくましく健康的な生活が送れるような生活習慣の基礎を培う教育を進めていきます。 「健康教育副読本」の作成・活用 保健主任・養護教諭の研修等の充実 養護教諭・栄養職員と学級担任による協力的指導	①「健康教育副読本」を平成17年度に配布・活用 ②保健主任会を平成19年度実績では5回開催 ③研究指定校(平成19年度1年次校の栄小学校)で研究(食育) 新学習指導要領等を踏まえ、内容の検討を行った。 引き続き、保健主任会を5回開催した。 研究指定校(栄小学校)研究成果を発表した。平成21年度には、食育コーディネーターを校務分掌位置付ける予定。	B	教育指導課

計画項目	計画の柱	主要施策	事務事業のテーマ	具体的な内容	●=平成17年度から平成19年度までの実施状況 ○=平成20年度の実施状況など	達成度	担当課
			カウンセリング機能の充実	<p>教育相談の充実</p> <p>心身の発達や親子関係の悩み相談に対し、臨床心理士等により、専門性の高いカウンセリングやプレイセラピー等の心理的援助を行います。プライバシーに配慮しながら、相談機能の充実に努めます。また相談については、来室相談や電話相談、必要に応じて家庭訪問相談等を行います。</p> <p>学校訪問教育相談員等の派遣</p> <p>小学校に学校訪問教育相談員やスクールピアを派遣し、多面的な児童理解を支援し、問題行動の早期把握・早期対応を図ります。また、教育相談員等を小・中学校の研修会・事例検討会等に講師として派遣し、学校内の教育相談活動の支援の強化を図ります。</p> <p>スクールカウンセラーの配置</p> <p>中学校には、生徒、保護者、教員からの相談体制の充実を図るため、全校にスクールカウンセラーを配置しています。昨今では不登校等、従来は思春期に多く見られた課題が、低年齢化してきていることから、対象児童の早期把握・早期対応のために小学校にも配置するよう、東京都に対して働きかけていきます。</p> <p>教育相談機能のネットワーク化</p> <p>既存の各ネットワークが、より有機的に機能するよう連携を図り、相談機能のネットワーク化を推進し、学校や民生・児童委員等地域・関係機関と協力しながら、子どもや保護者に対して支援を行います。</p>	<p>●教育相談を継続実施</p> <p>●見直し、制度再構築を行い、小学校への心理カウンセラーの派遣</p> <p>●平成17年度より小学校への配置について検討及び都への要望</p> <p>●教育相談機能のネットワーク化を継続実施</p> <p>心身の発達や親子関係の悩み相談に対し、臨床心理士等により、専門性の高いカウンセリングやプレイセラピー等の心理的援助を行った。</p> <p>都スクールカウンセラー未配置校への心理カウンセラーを派遣した(小学校17校)。</p> <p>中学校全校に加え、小学校2校へ都のスクールカウンセラーが配置された。</p> <p>庁内各部署や外部の関係機関との連携体制を充実させ、対応力を高めた。</p>	B	教育相談センター
			指導体制の充実	<p>暴力行為やいじめ等を含めた問題行動への予防・対応について、生活指導主任会等での情報交換を深めると共に、学校の組織的な指導体制づくりについての指導・助言を行います。</p> <p>また、望ましい生活習慣や人間関係づくりを目指した指導のあり方等についての研修を深め、問題行動を未然に防止するよう努めます。</p>	<p>●生活指導主任会の充実(平成19年度実績では11回開催)。</p> <p>●いじめの実態調査実施。</p> <p>●いじめリーフレットの作成。</p> <p>○引き続き、各校の実態に応じ、いじめ実態調査を実施した。</p> <p>○引き続き、生活指導主任会を11回実施し、問題行動への対応を協議し、学校間の連携も強化した。</p>	A	教育指導課
			体験学習の充実	<p>菅平少年自然の家、姉妹都市(下郷町)・友好都市(勝浦市)等との連携</p> <p>サマースクールや山村留学等を検討します。</p> <p>移動教室の工夫(体験学習、現地周辺の自然・文化の活用)</p> <p>移動教室のあり方について、普段できない体験活動や現地の自然・歴史についての学習等を一層充実させていきます。</p>	<p>●調査・研究</p> <p>●小学生の移動教室の継続実施。</p> <p>予算、授業時数の確保に対する課題もあり、引き続き調査・研究を行った。</p> <p>各学校において、実施計画を踏まえ、総合的な学習の観点もおさえながら実施した。</p>	B	教育指導課
			奉仕活動等の推進	<p>学習活動に、介護施設や保育園への訪問活動等の社会体験や、校区内の清掃等の奉仕活動を積極的に取り入れ、体験的な学習活動を行うことにより心の教育の充実を図ります。また、関係機関や地域の人材等と連携することにより、児童・生徒が主体的に取り組む奉仕活動を工夫し、人と関わる体験を深め、豊かな心を育みます。</p> <p>○ふれあい給食の拡充</p> <p>核家族化が進む中、高齢者とのふれあいの機会を設けることにより、その教育的意義に着目し、各学校が教育課程に位置付けて実施するようにしていきます。</p>	<p>●清掃活動等の実施</p> <p>(ふれあい給食については、受益者負担であり、学校の判断で実施)。</p> <p>○給食試食会については、受益者負担であり、学校の判断で実施した(小学校全校が実施)。</p>	B	教育指導課

計画項目	計画の柱	主要施策	事務事業のテーマ	具体的な内容	●=平成17年度から平成19年度までの実施状況 ○=平成20年度の実施状況など	達成度	担当課
			(3) 特色ある学校づくりの推進				
			特色ある学校を支援する人的配置	学校が特色ある教育活動を行えるように、少人数指導等の人的配置、学生ボランティアの導入、地域教育協力者の活用を一層進め、支援していきます。特に、中学校運動部活動への外部指導者の参加拡大を図ります。	●2校に1名、学校図書館専門員の配置 ●情報教育専門員の配置 ●平成19年度は、大学との連携により学生ボランティアを2名配置 ●平成19年度は、中学校全校で外部指導員等を活用した部活動の実施 ○引き続き、2校に1名、学校図書館専門員を配置した。 ○引き続き、中学校全校で、外部指導員等を活用した部活動の実施 ○平成20年度より全校において、学校ICT活用サポーターによる学校支援を実施した。	A	教育指導課
			特色ある教育課程の編成と実施	学校が、教育目標の達成を目指し、地域の人材や特色を生かした教育課程の編成・実施ができるように支援していきます。さらに、「学校経営計画」等の導入により、説明責任・結果責任を果たします。 学校公開 児童・生徒の学習活動や教職員の研究活動を積極的に公開し、保護者・地域の人々の理解や協力を求めています。また、学校公開日一覧表を広報やホームページ等で紹介し、市民の関心を高め、参加を呼びかけていきます。 地域教育協力者の積極的活用 学校が特色ある教育に応じて、積極的に地域の人材を学校教育で活用できるように、一層の充実を図っていきます。	①全校で学校公開を実施 ②全校で地域教育協力者の積極的活用 (平成19年度実施で、実員数677名/支出金額¥12,927,000) 引き続き、全校で学校公開を実施した。 引き続き、全校で地域教育協力者を積極的に活用した。 (各学校の地域教育協力者謝金の配当予算95%以上を支出)	A	教育指導課
			国際理解教育の推進	国際理解教育を一層推進し、わが国や諸外国の文化や伝統を尊重する心の育成、コミュニケーション能力の向上、人間理解の深化を図ります。そのために、在日外国人との交流活動や、海外経験のある保護者の協力、ALT(外国人英語指導補助員)を活用した小・中学校の英語活動の充実を図ります。インターネットの利用による海外との交流の機会等により、意欲を喚起して国際理解教育を高めます。	●平成19年度実績で、小学校全校(3・4学年5時間、5・6学年10時間)、中学校全校(1校あたり約20日)に派遣 ○ALT(外国人英語指導補助員)の派遣時間数を増やした。小学校全校(3・4学年5時間、5・6学年15時間)、中学校全校(各学年に15時間)	A	教育指導課
			教育の情報化への対応	高度に発展した情報化社会に生きる子どもたちには、「自ら学び、考える」ための情報収集の方法や情報を安全に活用する能力を身に付けることが必要とされています。そのための教育環境の整備を含め、情報通信ネットワークを本格的に活用する教育の情報化を推進します。 学校におけるコンピュータ環境の整備 普通教室にコンピュータを整備し、普通教室、特別教室からもインターネット接続ができ、児童・生徒が情報を的確に収集・選択し、主体的に活用できるようコンピュータを活用した教育環境を整備します。小学校のパソコン教室においても、中学校と同様に一人に1台の割合でパソコンを配備することを目指します。 教育情報通信ネットワークの整備 ブロードバンド(常時接続、高速化)に対応したセキュリティの確保や有害情報の排除等の機能を持つ教育情報センターを拠点として、教育委員会と市内小・中学校(28校)や学校間でのネットワークを構築し、学校での高速インターネットの利用、情報の共有化、業務の効率化を進めます。教育情報センターには、情報教育専門員を配置し、校内のコンピュータやネットワーク諸設備に関する学校からの問い合わせに、迅速に対応する機能を持っています。また、教育用ソフトや、学校で作成した情報教育に関するデータ等を収集・整理し、有益な情報を共有すると共に、教育の情報化に主体的に対応する教職員の研修を実施します。 さらに、学校運営を支える文書管理・財務会計・備品管理システム等を、迅速かつ効率的に運用するために、事務室のコンピュータ環境も整備します。 個人情報の保護 児童・生徒の個人情報の保護及び情報の適切な活用のために遵守すべき事項やモラルについて、教職員、児童・生徒の指導の徹底を図ります。 情報発信の整備 学校案内パンフレットやホームページを作成するなど、学校の教育目標や特色をわかりやすく紹介し、できるだけ学校の情報を発信できるように環境・体制を整備します。 教育用ソフトの充実 地域性のあるソフトの開発やコンテンツの活用を図る中で、教育用ソフトの充実を図ります。	①全小中学校の普通教室・特別教室へのパソコン整備完了 ①平成19年11月「西東京市教育情報化推進計画検討委員会」を設置 ②継続実施(教育情報センターの運営、情報教育専門員の配置(検討)) ③情報モラル教育の実施、学校情報セキュリティポリシー(学校個別実施手順)の策定及び教職員対象情報セキュリティ研修実施(平成19年度実績で4回) ④継続実施(平成19年度には全校がホームページを作成) ⑤文部科学省のネットワーク配信コンテンツ事業終了後、平成19年度市独自で配信コンテンツ事業を構築・活用 保健室用パソコン及び中学校業務系パソコン(各3台)を導入した。 「西東京市教育情報化推進計画(計画期間:平成21年度~平成23年度)」を策定した。 引き続き、教育情報センターの運営を充実させ、学校トラブルサポート、ICT活用サポートを各1名常駐させ、学校における情報教育の支援を実施した。 各学校における情報モラル教育の実施及び広報紙「西東京の教育」で家庭向けの情報モラルに関する提言を掲載した。 教職員対象情報セキュリティ研修を8回実施した。 引き続き、全校でホームページを作成し、内容の改善を図った。 ネットワーク配信コンテンツによる教育用ソフトを充実させた。	A	教育指導課

計画項目	計画の柱	主要施策	事務事業のテーマ	具体的な内容	●=平成17年度から平成19年度までの実施状況 ○=平成20年度の実施状況など	達成度	担当課
			学校選択制の円滑なる実施	平成15年度に導入した小・中学校の新1年生について、保護者や子どもが指定された学校以外に希望する学校を選べる制度を引き続き推進します。そのために学校説明会やホームページ等を利用し、各学校の教育目標、教育方針、学校の特色等の情報提供を行います。	●学校選択制の円滑な実施の継続（平成19年度実績で、申立件数：小学校116件、中学校121件） ○引き続き、学校選択制を実施。（平成20年度実績で、申立件数：小学校96件、中学校147件）	A	教育企画課
			長期休業中の児童・生徒に対する教育指導	長期休業中の教育指導のあり方を検討し、児童・生徒に対するさまざまな教育指導を工夫し、児童・生徒及び保護者の期待にこたえる個別指導や学習、文化、自然体験、スポーツ等の指導に努めます。	●平成19年度実績で、長期休業中に小学校17校、中学校全校にて補習を実施 ○小学校17校、中学校全校で、長期休業中における教育指導を実施した。（1校平均54.3コマ）	A	教育指導課
			中学校部活動の充実	中学校の運動部活動のほかに「校内スポーツクラブ」の設立を検討します。また、文化部活動についても外部指導員の協力を得るなどして一層の充実を図ります。	●平成19年度には、中学校全校で外部指導員等を活用した部活動を実施 ○引き続き、中学校全校で外部指導員等を活用した部活動を実施。 ○校内スポーツクラブについては、研究中。	B	教育指導課
			学期制、休業日の検討	特色ある学校づくりを視野に入れつつ、また、家庭教育や社会教育との関連も考慮しながら、柔軟な教育課程が編成できるように学期制、休業日のあり方を検討します。	●平成17年度に学期制、休業日の検討委員会を設立し、その検討結果を受けて、平成18年度には、柳沢小学校・田無第四中学校で二学期制の試行を実施、平成19年度成果発表継続実施。 ○新たに柳沢中学校が試行を開始し、3校が二学期制の試行を実施した。	B	教育指導課
			小・中一貫教育の検討	小学校と中学校の学習や生活指導等がスムーズに移行できるよう、小・中一貫教育を検討します。	●小中一貫教育についての調査研究を行い、平成19年度には研究指定校（2年次校の本町小学校・保谷中学校で、小・中連携の成果発表 ○本町小学校・保谷中学校の成果を踏まえ、研究指定校（1年次校の東小学校・明保中学校）で小・中連携の研究を実施し、その経過報告を研究指定校報告会において行った。	B	教育指導課
(4) 不登校児童・生徒への対応							
			個に応じた支援	メンタルフレンド 制度の検討 不登校傾向にある児童・生徒に対して学校生活への復帰に向けてピアカウンセラー等を養成し、メンタルフレンドとして派遣することを検討します。 IT 活用による指導 不登校から家に引きこもり傾向にある児童・生徒の家庭にパソコンを貸し出し、家庭や学校での心の安定を目指す中で、学習の支援や社会生活への適応を促していきます。 フリー教室 設置の検討 学校に講師を派遣し、不登校傾向にある児童・生徒に対し、一人ひとりの個に応じた学習支援を行い、児童・生徒が学校生活で充実感を得ることができるよう、フリー教室の設置を検討していきます。	①メンタルフレンド制度の検討を実施 ②適応指導教室での活用を継続 ③フリー教室設置の検討 不登校児童・生徒の適応指導教室での活動を、ピアカウンセラーが支援した。 適応指導教室において、ITを活用した教科指導や進路指導を行った。 発達障害の二次的問題としての不登校が多くなっていることから、特別支援教育の校内体制整備が優先課題であり、当面フリー教室は設置せず、別室対応が有効な児童・生徒の支援については、特別支援教育の一環で検討する。	B	教育指導課

計画項目	計画の柱	主要施策	事務事業のテーマ	具体的な内容	●=平成17年度から平成19年度までの実施状況 ○=平成20年度の実施状況など	達成度	担当課
			社会的自立への支援	<p>適応指導教室（スキップ教室）の充実</p> <p>さまざまな要因による不登校の児童・生徒を対象にした、スキップ教室の整備充実に努めます。スキップ教室にパソコンを設置し、学校ネットワークに参加し、在籍学校とのつながりを深めながら個に応じた学習支援を行い、学校復帰を目指します。</p> <p>体験活動の検討</p> <p>不登校の児童・生徒の学校復帰に向けて、体験活動を充実していきます。</p>	<p>①適応指導教室の充実した運営</p> <p>②体験活動の検討・一部実施</p> <p>2教室において、教科学習に加え、それぞれの教室の特色を生かした運営を図った。</p> <p>スキップ教室において、遠足、理科見学、調理実習、折り紙教室、書道教室、スポーツ大会、卓球等球技、図書館訪問など、年間を通しての行事による体験活動を行った。</p>	A	教育指導課
			(5) 心身障害教育の充実	<p>近年の社会のノーマライゼーションの進展や児童・生徒の障害の重度・重複化や多様化の進行、通常学級に在籍するLD（学習障害）やADHD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症の児童・生徒への対応等、障害のある児童・生徒の教育をめぐる状況は大きく変化してきており、国や東京都においても障害児教育のあり方について新たな検討を始めています。</p> <p>市においては、西東京市障害児教育検討懇談会を平成16年5月に設置し、</p> <p>◎ 国・東京都の特別支援教育の流れの中で、西東京市としてのあり方の検討</p> <p>◎ 心身障害学級の新設、増設の検討</p> <p>◎ その他の検討（障害児の介助・バリアフリー、交流教育等）</p> <p>について検討していますが、障害児教育検討懇談会の意見、国や東京都の動向を踏まえ、障害のある児童・生徒の特別な教育的ニーズにこたえ、学校が、家庭や地域社会、関係機関と連携し、一人ひとりの能力や可能性を最大限に伸長する多様な支援教育を展開するよう努めます。また、児童・生徒の教育的ニーズに応じた指導を充実するため、教職員の研修や外部機関との連携の推進により、教員の資質・専門性の向上を図ります。</p> <p>障害のある児童・生徒への教育については、小・中学校に知的障害、情緒障害の心身障害学級を設置し、また、通常学級に通う心身に軽度の障害のある児童を対象とした情緒障害・言語障害の通級指導学級の開設等を行い、障害児学級の充実や指導の工夫・向上に努めています。</p> <p>障害児教育検討懇談会からは、心身障害学級の新・増設について</p> <p>◎ 小学校の知的障害、情緒障害の固定学級設置校の増設</p> <p>◎ 中学校の知的障害、情緒障害の固定学級設置校の増設</p> <p>◎ 小学校の情緒障害、言語障害の通級指導学級設置校の増設</p> <p>◎ 小・中学校の新たな難聴・弱視・肢体不自由学級等の新設</p> <p>◎ 中学校の情緒障害の通級指導学級の増設</p> <p>など多く、課題としてあげられました。特に、緊急課題とされた小学校の知的障害の固定学級、情緒障害の通級指導学級を平成17年度から市の東側に増設し、今後実施される予定の特別支援教育へのスムーズな移行を図っているところです。</p> <p>また、就学相談については、早期から障害児の相談を受けると共に、就学相談を適切に進められるよう、子どもの発達支援センター、幼児施設等関係機関とのより一層の協力・連携を図ります。</p>	<p>●平成17年度に、東小学校に固定学級の心身障害学級（あすなろ学級）及び東伏見小学校に通級学級の情緒障害学級（そよかぜ学級）を新設運営</p> <p>●平成18年度に、新たに芝久保小学校に通級学級の言語障害学級（かがやき学級）を新設運営</p> <p>○新たに保谷第一小学校に通級学級の情緒障害学級（しらうめ学級）を開設した。</p> <p>○中学校における通級学級の開設に向けて、平成21年度予算計上を行った。</p>	A	教育企画課

計画項目	計画の柱	主要施策	事務事業のテーマ	具体的な内容	●=平成17年度から平成19年度までの実施状況 ○=平成20年度の実施状況など	達成度	担当課
			(6) 学校経営改革の推進				
			学校の自主性、自律性の確立	学校教育の改善や特色ある学校づくりに対する各学校の取り組みを進めるため、それに合わせた予算の配分や実績による配当などを行い、各学校の自主性、自律性を高めていきます。また、「学校経営計画」等を確立し、教育活動の目標達成のための数値目標や具体的方策を示し、その成果や課題についての市民への公表方法について検討します。	●学校経営計画の作成を行い、公表については調査・研究を実施 ○全校で学校評価と連携した学校経営計画を作成した。 (平成21年度から、全校で学校評価を踏まえた学校経営計画の作成・公表を実施予定)	B	教育指導課
			学校組織の活性化と教職員の資質・能力の向上	学校教育活動の組織的な取り組み 校長・教頭・主幹等を中心として一層組織的に学校を運営し、学習指導や生活指導、進路指導等における多様な課題や保護者からの相談や苦情に対して、迅速かつ的確に対応できるようにします。 人事考課制度を活用した教職員の資質の向上・能力開発 教職員の人事考課制度の趣旨を生かし、自己申告や業績評価、10年経験者研修の実施、キャリアプランの作成等により、教員の一層の資質・能力の向上を図ります。 次代を担う人材の育成 学校の教育力向上のため、年齢や在籍年数にとらわれず、能力や意欲のある主任、次代の学校経営を担える人材の発掘と育成に努めます。 研修・研究体制の充実 研究指定校等の研究奨励事業を通じて、学校の組織的な校内研究・研修のより一層の充実を図ります。また、教員の育成を推進し、教育委員会及び東京都教職員研修センターが行う研修への参加や、体験を伴う研修等を取り入れるなど、内容を充実させ、情報化や国際化に対応できる指導力の向上や、公務員としての自覚の高揚を図っていきます。	①事案決定規定の見直し等による組織的な取り組みの検討・実施 ②初任者研修から2・3年次研修、4年次授業観察、若手研Ⅰ・Ⅱ、10年経験者研修という研修体系を構築 ③2・3年次研修、4年次授業観察の実施及び教育委員会訪問時の記録を全校において作成し、人材育成に活用 ④研究指定校9校、研究奨励校6校、教員研究2グループで実施 事案決定規定を全校で作成し、引き続き組織的な取り組みを行った。校長を対象に評価者訓練を実施し、適正な評価となるよう支援するとともに、各学校においては、校長を中心に人事考課を活用し、教職員の育成を図った。 都教育委員会作成の教員人材育成基本方針、OJTガイドライン等を配布し、その活用を図った。 各種研修会、夏季研修会等の内容の充実を図り、教職員の育成を図った。 教育委員会訪問時及び指導主事訪問時の記録を全校において作成し、人材育成に活用した。 研究指定校9校、研究奨励校6校、教員研究1グループにおいて研究を進め、9校が研究報告会で発表を行い、市内の各学校に成果を周知した。	A	教育指導課
			地域との連携による安全確保の推進	登・下校時を含めた児童・生徒の安全・安心な環境確保を図るため、学校・家庭・地域及び警察との連携を図り、防犯及び災害時の体制強化を推進します。 防犯体制の強化 学校の敷地内・外の警備の巡回強化や防犯マニュアル等の整備を図ります。また、児童・生徒の登・下校時の安全を図るための防犯ブザーの配布、保護者・育成会・地域等の協力によるセーフティ教室の実施、さらに、市民パトロールへの支援等、今後も安全管理体制を一層充実させていきます。 災害時の体制の強化 東京都及び市の地域防災計画との整合を図りつつ、学校ごとの防災計画を充実させると共に、校内の避難訓練を定期的に行う中で子どもたちの災害に対する意識を高めていきます。 不審者情報ホットラインの充実 現在、地域の方からの通報により市内に不審者を発見した場合、教育委員会から学校や児童青少年部へ情報を伝達し、市内の児童館・学童クラブ・保育園・幼稚園への連絡を行っています。今後は隣接する区市とのネットワークの充実を検討します。 リアルタイムの情報発信の検討 警察や市の関係各課との連携を図り、生活安全情報メールマガジン・緊急情報の携帯電話へのメール配信等について、個人情報に十分配慮しつつ検討します。	①地域ぐるみの学校安全体制整備事業（文部科学省委託事業）の中でスクールガードリーダーを小学校全校に派遣し、安全指導を実施及び小学校全校で学校安全連絡会を設置。 ②平成19年度実績で、避難訓練を年間11回実施。 ③市長部局の危機管理室（広域と連携）と連携を取り、情報の迅速かつ正確な伝達を行っている。 ④田無警察署とも連携を図っている。 引き続き、地域ぐるみの学校安全体制整備事業（文部科学省委託事業）の中で、スクールガードリーダーを小学校全校に派遣し、安全指導を実施した。 引き続き、全校で避難訓練を年間11回実施した。 災害時の対応マニュアルを全校で作成した。 引き続き、危機管理室との連携を強化し、近隣市の教育委員会との情報連携も実施している。 引き続き、田無警察署と連携を強化し、「西東京市教育情報推進計画検討委員会」において、緊急時のメール配信について検討している。	A	教育指導課

計画項目	計画の柱	主要施策	事務事業のテーマ	具体的な内容	●=平成17年度から平成19年度までの実施状況 ○=平成20年度の実施状況など	達成度	担当課
			地域住民の参画による学校運営連絡協議会の一層の充実	全小・中学校に設置されている学校運営連絡協議会を一層充実させます。特に、学校経営を地域に公開し、市民感覚にのっとった意見等を聴取し、学校に対する評価や提言を積極的に取り入れ、学校をより活性化できるようにします。	●全校で、学校運営連絡協議会を実施 ○引き続き、全校で学校運営連絡協議会を実施した。 (平成21年度には、学校関係者委員会を全校で立ち上げ、地域関係者と学校評価を行い、結果を公表する予定)	A	教育指導課
			学校訪問監査の実施	教育委員会による教職員の服務に係る出勤簿・出張命令簿・研修承認願及び指導要録等についての監査的訪問を定期的に行い、服務等の適正化を図っていきます。また、学校配当予算等についても、適正な執行を管理していきます。	●平成17年度に学校訪問監査を試行し、以後14校ずつ夏季休業中に学校訪問監査を実施 ○7校、7月29日及び7月30日に実施した。	A	学校運営課
			公費、私費負担の見直し	義務教育学校運営費標準に基づき、公費で負担すべきものと私費で負担すべきものを見直し、私費・公費の適正化を図ります。	●卒業記念品の公費負担を廃止を実施。(公費・私費負担の見直しに向けて調査・研究) ○引き続き、調査・研究を行った。	B	学校運営課
(7) 学習環境等の整備							
			特色ある、人に優しい学校施設	地域の人々が集う場として、高齢者や障害者にも開かれた学校を目指します。 余裕教室の活用 少人数指導に伴う小集団学習室の設置や社会科、英語科等、教科教室の特色化に伴う教室の確保等を念頭に置きつつ、余裕教室の一目的一教室の是正と集約化を図り、多目的な活用を進めていきます。 また、学校は市民の共有財産という観点から、学校施設・機能を地域の住民が活用できるようにしていきます。公共施設としての活用を推進するため、特別教室、多目的教室等を市民開放施設として整備していきます。 地域が共同で使用できるスペースの確保 展示場、図書館等の整備を図っていきます。 バリアフリー化、ユニバーサルデザイン 採用の推進 エレベーター、スロープ、手すり、障害者用トイレ等の整備を図っていきます。	①少人数指導に伴う小集団学習室等の設置・推進 ②地域が共同で使用できるスペースの確保 ③青嵐中学校建替に伴い、障害者対応のエレベーター、スロープ、トイレ等を設置及び増築校舎でのスロープ設置(上向台小学校) 引き続き、推進を図った。 引き続き、推進を図った。 谷戸小学校で、スロープ、障害者用駐車場、誰でもトイレを設置した。 上向台小学校で、エレベーター、スロープ、誰でもトイレを設置した。	B	学校運営課
			老朽校舎等の建替え及び改修	快適で安全な教育環境を確保するために、老朽化した校舎・体育館については、適正規模・適正配置に添うように計画的に建替えを推進し、改修については、順次大規模改修を実施していきます。 また、実施する際には、化学物質の発生がない、もしくは少ない建材の採用及び換気設備の設置等について配慮する計画・設計を行います。 大規模改修の推進 小学校6校、中学校3校の大規模改修を順次行います。 エアコン設備等の計画的配置 教育環境の改善のため特別教室から順次設置します。普通教室については、扇風機の設置を進めます。 トイレの改修 明るく快適に使用できるよう改修計画を立て、改善を図っていきます。	①平成17年度に、田無小学校・芝久保小学校において体育館実施設計及び明保中学校体育館改修工事、平成18年度には、柳沢小学校において校舎基本設計、谷戸小学校・向台小学校において体育館実施設計及び田無小学校・芝久保小学校体育館改修工事、平成19年度には、柳沢小学校校舎実施設計及び谷戸小学校・向台小学校において体育館改修工事を実施 ②平成17年度に、泉小学校・谷戸第二小学校・東小学校・柳沢小学校・上向台小学校・住吉小学校において図書室空調設備工事、平成18年度には、保谷中学校体育館等建替事業に伴う空調設備設置(青嵐中学校は、校舎建替に伴い、全室空調設備設置) ③平成19年度に、田無第二中学校・田無第三中学校において、一部洋式トイレに改修 柳沢小学校において校舎改修工事及び上向台小学校において校舎増築工事を実施した。 平成20年度においては、特段の実施なし。 谷戸小学校及び上向台小学校において誰でもトイレ設置した。	B	学校運営課

計画項目	計画の柱	主要施策	事務事業のテーマ	具体的な内容	●=平成17年度から平成19年度までの実施状況 ○=平成20年度の実施状況など	達成度	担当課
20			校舎等の耐震補強化	校舎の安全を確保するために、耐震診断に基づく耐震補強工事を順次実施します。小学校は、平成15年度で全て完了しました。中学校については平成17年度で全て完了する予定です。	●平成19年度田無第三中学校における体育館耐震補強工事を終え、全校で完了。	A	学校運営課
			エコ・スクール化の推進	地球規模の環境問題が大きく取り上げられている現在、子ども達が環境への影響を考えた生活を身につけられるように屋上緑化を含む緑化の推進、ビオトープ、雨水の利用（トイレの給水、校庭散水等）、給湯・発電等の太陽熱利用、学校の森（校庭の一部に緑の林を設置し、多目的に活用できるポケットパークの森）の創造等の推進を図ります。	●平成17年度の青嵐中学校建替に伴う、屋上緑化・太陽光発電設備の設置及び平成19年度には校庭芝生化の実施 ○東伏見小学校で校庭芝生化を実施した。	B	学校運営課
			給食環境の整備	ランチルームの整備 平成15年度中にすべての小学校で、給食の食器をアルマイトから強化磁器食器に改善しました。給食環境の改善を図るため、順次、小学校にランチルームを整備します。 民間委託の拡大 小学校の給食調理業務については、多様な献立にも対応でき、子どもたちの評判も良く、かつ効率的な運用ができ、また、経済効果の高い民間委託を引き続き拡充していきます。 中学校給食の検討 中学校の給食については自宅からの弁当を基本としますが、希望すれば当日でも予約が可能な「弁当外注方式」を検証しつつ、今後も検討していきます。	①延伸 ②平成19年度までに、小学校11校において給食調理業務の民間委託を実施 ③中学校給食については、調査・研究を実施 延伸 引き続き、小学校11校の給食調理業務の民間委託を継続するとともに、新規1校の拡大を図った。 引き続き、中学校給食については、調査・研究を実施した。	B	学校運営課
			学校図書館の整備	各学校図書館にパソコンを設置し、インターネットを通して公立図書館等の蔵書の検索等ができる環境を整備しました。また、コンピュータによる学校図書館管理システムを導入し、蔵書検索や、貸出し、返却等管理の効率化を図ると共に、学校間の相互貸借等、司書教諭と学校図書館専門員との連携等により、子どもたちに利用しやすい学校図書館を目指します。	●全校で、学校図書管理システムを活用し、管理業務の効率化及び学校間連携の充実 ○学校図書システムの再構築（レベルアップ）を実施し、調べ学習機能や管理業務機能の充実を図った。	A	教育指導課
			学校の適正規模・適正配置の早期検討	市内の児童・生徒数、国や都の少人数学級への動向を踏まえ、市立小・中学校の適正規模・適正配置の調査・検討を早期に行います。	●平成17年度から「西東京市学校施設適正規模・適正配置部内検討委員会」を設置し調査・研究を進め、平成19年度には「西東京市学校施設適正規模・適正配置計画検討懇談会」を設置・開催 ○学校施設適正規模・適正配置の基本方針を定め、今後10年間程度の市の方針を定めた。	B	教育企画課

計画項目	計画の柱	主要施策	事務事業のテーマ	具体的な内容	●=平成17年度から平成19年度までの実施状況 ○=平成20年度の実施状況など	達成度	担当課
2 人間性を豊かに、生きがいに満ちた地域づくり							
(1) 社会教育の特色を生かした青少年教育（中・高校生）への支援							
			青少年自身の課題解決支援事業	青少年の発達段階やライフサイクルに応じた課題解決に対応する学習機会を充実することにより、青少年が多様な価値観に触れ、豊かな内面と自己解決能力を高めるような事業の展開を図ります。	●青少年実体験講座の実施（平成19年度における主な講座：「足の健康とおしゃれ」「やぎさわアカデミー」「若い人のための自己発見講座」「子どもいろいろ体験教室」「世界子ども料理教室」「夏休みわがまち探検ツアー」「初心者料理教室」「編み物教室」など各公民館で小中学生や青年対象事業を実施） ○引き続き、小・中学生対象事業（主な講座：「縄文体験」・「簡単クッキング」・「盲導犬体験」など）や青年対象事業（主な講座：「ゆかた塾」・「仕事帰りにふらっとフラダンス」など）の充実を図った。	A	公民館
			地域社会形成者としての学びの支援事業への取り組み	ボランティア活動や多様な体験活動を通じて地域社会の一員としての自覚を促し、社会の中でたくましく生きていく力や自立性・社会性を育むような事業の充実を図ります。	●地域交流事業への青少年の参加（平成19年度には「公民館まつり(3館)」、「東京音頭ロックを踊ろう」などの異世代間地域交流事業へ青少年が参加し、地域での学び体験を深めた） ○「公民館まつり」、「平和を考える講座」などを企画することで、異世代・利用サークル市民、地元企業との交流を行い社会の形成者としての意識を醸成した。	A	公民館
			青少年の居場所づくり	地域の公民館・図書館、西原総合教育施設（旧西原第二小学校）、公園等の公共施設を活用して、青少年が語りや交流、多様な活動を通じて成長できるように空間と出会いの場づくりを目指します。	●青少年を含めた誰でも気軽に使い、出会いが広がるロビーの運用（各公民館で利用者懇談会(年2回程度)を実施し、ロビーの使用について青少年も含め公民館利用者同士の理解や交流を深めた。） ○「地域で創る教育ネットワーク講座」を開催し、教育を核とした地域づくりを支援した。 ○高校生のクラス活動に対し、団体登録を認め、その活動を支援した。 ○「ドラマ講習会」などを通じ、音楽練習室の利用法についてPRした。	B	公民館
			学校教育との連携	学校学習内容と社会教育活動が相互に生かされ、学習した内容を具体的に体験したり、深化させたりすることができる事業展開を図るため、学校教育との連携を図ります。 地域生涯学習事業を実施する中で、学校施設の利用状況や市民の活動情報の共有化等、学校との連携をより一層図ります。	●地域生涯学習事業の委託の実施（平成19年度には延べ事業回数254事業、参加者9,810名） ●学校施設開放運営協議会連絡会などを開催し、情報提供・相談などの支援を実施 ○引き続き、地域生涯学習事業を推進するため、14団体に委託した。 ○引き続き、学校施設開放運営協議会連絡会を3回開催し、支援を行った。	B	社会教育課
			青少年活動団体の育成	青少年が自分の興味・関心に応じて、地域で継続的に多様な活動ができるよう、地域や学校と連携を取り、青少年活動団体の活性化を支援します。	●利用サークルや市民による青少年事業を通じた地域貢献への支援（平成19年度には、公民館主催講座から地域の子ども文化活動団体として「人形劇サークル団体」が発足） ○「エイサーを踊ろう」・「陶芸教室」などを実施する際に、公民館利用サークルの指導を得ることで、地域の中で青少年の健全な育成を求める意識を醸成した。 ○青少年を対象にしたサークル活動に会場、備品等を提供した。	B	公民館

計画項目	計画の柱	主要施策	事務事業のテーマ	具体的な内容	●=平成17年度から平成19年度までの実施状況 ○=平成20年度の実施状況など	達成度	担当課		
			地域活動への支援	青少年と地域とのつながりを深め地域での子育て意識を高めるため、青少年が参加・参画できるような地域活動への支援を促進します。	●社会教育関係団体補助金を通じた支援を実施し、求めに応じて活動相談を実施 ●地域生涯学習事業で中高生対象事業の企画支援を実施 ○子ども会1団体へ社会教育関係団体補助金を交付し、活動支援を行った。 ○地域生涯学習事業で、中高生の参加できる各種地域事業の企画・実施支援を行った。	B	社会教育課		
			青少年活動指導者の育成	青少年活動指導者は、青少年の心と体の発達を支援する人材であるという観点に立ち、その役割を明確にして必要な資質を身に付けるため、継続的な養成、育成を図り、その資質の向上にも努めます。	●指導者養成講座の情報提供及び講座企画支援の実施 ○求めに応じて、情報提供を行った。	B	社会教育課		
			(2) 家庭教育への支援						
			子育てに関する学習機会の充実	個々の家庭での教育力を高めるため、子育ての講座や子育てに関する相談等機会の充実に努めます。	●子育て講座・女性問題講座の実施（主催事業および市民企画事業で子育てに関する講座を実施） ○「乳幼児を持つお母さんのための講座」・「現代社会における子育てビジョン」などを通じて、子育て世代の求めに応じた学習機会を提供した。	A	公民館		
			親子ふれあい事業の充実	子育ての喜びを味わうことができる活動を通じて、親子のふれあい事業に取り組みます。	●親子体験講座の実施(保育室交流事業、異世代交流事業を各公民館で実施) ○「親子陶芸教室」・「エイサーを踊ろう」・「平和を考える講座」「紙ヒコキを飛ばそう」など、親子で参加可能な講座を実施することで、ふれあいの機会を提供した。	B	公民館		
			子育て活動団体の育成・支援	公民館保育室を活用しながら、子育ての喜びを共有する仲間づくりと「地域で、みんなで子育て」の意識づくりとを目指した交流を図り、子育て活動団体のネットワークづくりや活性化を図ります。	●講座参加者のサークル化支援（平成19年度には、保育付き主催講座から自主サークルが発足） ○子育て中の市民が構成する自主グループに公費保育を認めることで、その学習活動を支援した。 ○保育付主催講座から、新規の学習サークル7団体を発足させ、地域活動に参加する機会を提供した。	A	公民館		
			地域における教育力の構築	子どもはそれぞれの家庭にとってだけでなく、西東京市の社会全体の宝であり、教育は本来、親、当人、社会全体が共同して行うものです。子育てについての情報交換や交流活動を通じて、地域で支える子育て支援のネットワークづくりを進めます。 「心の東京革命」の一層の推進 東京都の「『心の東京革命』教育推進プラン」を考慮し、「心の東京革命」地域アドバイザーの活動や、地域で実施されている子育てに関する自主事業等への支援に努めます。 プレイリーダーの育成 全庁的な人材育成をテーマとして、関係部課との十分な連携を取り、子どものリーダー育成と活用場の提供に努めます。	①関連事業への支援及び啓発活動の推進。 ②青少年育成会への活動の場の提供。 (プレイリーダー活用の機会の検討及び活用) 市長部局児童青少年課を中心として、継続実施。 市長部局児童青少年課を中心として、継続実施。	B	-		
児童虐待への対応	「児童の権利に関する条約」(子どもの権利条約)等、専門家等による人権学習を含めた学習機会の充実を図り、虐待の防止に努め、豊かな親子関係の創造と健全な育成に努める地域づくりを進めます。 また、学校や子ども家庭支援センターをはじめとする関係機関とネットワークを組み、児童虐待に迅速・適切に対応できる仕組みづくりに協力します。	●児童虐待防止に向けて、必要な人権学習や虐待に関する学習機会の情報提供。(要保護児童対策地域協議会への参加及び相談ネットワークの構築・運営) ○市長部局関係機関を中心として、継続実施。	B	-					

計画項目	計画の柱	主要施策	事務事業のテーマ	具体的な内容	●=平成17年度から平成19年度までの実施状況 ○=平成20年度の実施状況など	達成度	担当課
			(3) 市民の多様な学びを支える社会教育の充実				
			公民館事業の新たな展開	地域に密着した「学び合いの場」を提供し、市民主体のまちづくりにつなげていく参画・体験型学習に積極的に取り組んでいきます。 公民館の体制、制度の見直し 行財政改革大綱で示された土・日の事業展開、公民館の管理・運営の民間委託について、積極的に民間のノウハウを導入し、効率的・効果的な運営を推進します。 受益者負担に基づく施設使用料や時間帯の見直しの検討	①職員定数減員に伴う専門員の採用や夜間・休日での公民館講座の実施 ②受益者負担に基づく施設使用料や時間帯の見直しの検討 市民嘱託員（公民館専門員）を配置することで、職員定数の減員と市民人材の活用を図った 全館で、夜間・休日の講座を積極的に行うことで、新たな利用層に地域活動への参加の機会を提供した。 引き続き、検討を行った。	B	公民館
			図書館事業の充実	子どもの読書活動推進計画の策定 読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことができないという観点から、積極的に環境の整備を推進する計画を策定します。 絵本と子育て事業（ブックスタート）の推進 IT時代に即応したインターネットを活用する更なるサービスの充実と展開 市民が自由に選択できる質的、数的な図書資料の充実が最優先ですが、視聴覚資料（CD・DVD等）の充実にも努めていきます。 IT施設設備の改修・整備 事業・業務の民間委託 公民館と同じように、行財政改革大綱で示された、民間のノウハウを導入・活用した事業・業務の民間委託及び市民嘱託員制度による人材活用を図ります。	①平成17年度に「子ども読書活動推進計画策定懇談会」を設置・開催し計画を策定し、平成19年度には庁内委員会において進捗状況の確認・報告書の作成を実施 ②絵本と子育て事業の推進継続 ③平成17年度にインターネットを導入・活用 ④IT施設設備について検討 ⑤民間委託の調査、検討及び嘱託員の推進を継続し、平成19年度には図書館協議会の提言を受けた。 検討懇談会を設置し、「西東京市子ども読書活動推進計画2年間の成果と課題-第2期推進計画の策定に向けて-」を策定した。 引き続き、絵本と子育て事業の推進を継続した。（実施回数：34回、参加人数：1,662人） 保谷駅前図書館でのインターネットサービスを開始した。（利用実績：16,017件） 無線LANのステーションの設置等IT対応の施設設備を行った。 「西東京市図書館基本計画・展望計画」を策定し、図書館協議会から意見書が提出された。	A	図書館
			青少年にシフトした社会教育事業の展開	西東京市の未来を担う青少年が、精神的、社会的に自立した人間として健やかに育つことをすべての市民は願っています。そのために、青少年の主体性を尊重した青少年対象事業の充実を図ります。 また、民間のノウハウを活用し、公民館、図書館を利用した家庭教育の向上、体験を伴うさまざまな事業に取り組みます。	●異世代交流事業及び青少年体験講座の実施 ○「ドラム講習会」などを通じ、音楽練習室の利用法についてPRした。 ○「ゆかた塾」・「若い人のためのコミュニケーション講座」など、社会人を含む青年を対象とした講座を実施することで、地域の活動に加わる機会を提供した。	A	公民館
			質的に高い文化の創造	市民の文化活動に対して活動・発表の機会を提供し、地域の文化・伝統の継承を図ると共に、市民相互交流により、質の高い文化の創造を目指し、活気ある地域文化活動の充実を図ります。 （仮称）文化振興計画の策定について市長部局との協議 市民文化祭の充実 姉妹都市（下郷町）・友好都市（勝浦市）との文化交流	①文化振興条例については、市長部局の生活文化課にて検討 ②市民文化祭の充実について実行委員会と協議 ③姉妹都市・友好都市との文化交流は、市長部局生活文化課にて実施 市長部局生活文化課が（仮称）文化振興計画の策定担当となった。 市民文化祭実行委員会との懇談会を6回実施し、あり方についての協議調整を行った。 引き続き、市長部局生活文化課で実施した。	B	社会教育課

計画項目	計画の柱	主要施策	事務事業のテーマ	具体的な内容	●=平成17年度から平成19年度までの実施状況 ○=平成20年度の実施状況など	達成度	担当課
(4) 市民のスポーツ・レクリエーション活動の充実							
		生涯スポーツ環境の整備		市民が、生涯にわたって、健康で活力ある生活を送るために、地域や日常生活の中で各種スポーツ・レクリエーション活動に親しむことができるよう、環境整備を進めます。 (財)文化・スポーツ振興財団や体育協会等と連携を取りながら、西東京市全体のスポーツの振興を図っていきます。体育施設の管理運営については、(財)文化・スポーツ振興財団を活用し、施設の効率的な運営と新たな各種事業の展開を目指します。 また、現状の体育施設の料金体系や使用時間帯についても、早急な見直しを図ります。 スポーツ振興計画の策定 市のスポーツ振興のための計画目標、施策、課題や方向性、(財)文化・スポーツ振興財団や体育協会等関係団体との役割、機能を明らかにし、地域の市民ニーズを正しく把握し、実情実態に即した中・長期的かつ総合的な視点からの計画を策定します。 高齢者・障害者のスポーツ活動の確保と展開 地域スポーツの振興策 総合型地域スポーツクラブ の設立と広域スポーツセンターとの連携の検討	●平成16年度に実施した意向調査を反映した「西東京市スポーツ振興計画」を平成18年3月に策定 ●「西東京市スポーツ振興計画」の中で、方向性を検討 ●「西東京市スポーツ振興計画」の中で、方向性を検討 ●平成17年度に、西原総合教育施設を拠点とした準備委員会を設置し、総合型地域スポーツクラブ設立 平成18年3月に「西東京市スポーツ振興計画（計画期間：平成18年度から平成25年度まで）」を策定済み。 指定管理者による教室プログラムの中で、高齢者の介護予防や健康増進、障害者のスポーツ活動について実施した。 平成20年4月1日から平成25年3月31日の期間で、指定管理者制度を導入し、スポーツ施設の管理・運営及びスポーツ振興事業を実施した。 新たなクラブの設立に活かすため、現状のクラブの課題を整理し、見直しを図っている。指定管理者との連携を図った事業を実施した。	A	スポーツ振興課
		スポーツ団体への支援・指導者の育成		市民が主体的、継続的にスポーツ・レクリエーション活動に親しめるよう、スポーツ団体への支援、指導者の育成に努めます。 体育指導委員 の資質の向上 (財)文化・スポーツ振興財団、体育協会等によるリーダー養成教室との連携協力	●日本体育協会、東京都体育協会及び市が実施する研修等の開催。 ●文化・スポーツ振興財団、体育協会との連携により、リーダー養成のための講習会を実施。 研修や活動をとおして体育指導委員の資質向上に努力した。 指定管理者主催により、体育協会及びにはらスポーツクラブと連携し、「セーフティ教室」を実施した。	B	スポーツ振興課
		新たなスポーツ活動への取り組み		すべての市民が、自分に合うスポーツ・レクリエーション活動に親しめるよう、新しいスポーツの導入、普及に努めます。 ニュースポーツの普及 体育協会に加盟している競技団体とは別に、地域の活動を中心としたニュースポーツ的なスポーツ団体についても、体育協会の地域の指導者や体育指導委員を中心に育成に努めます。 また、青少年の健全育成、週5日制に対応して、地域のスポーツの振興を目指した体育協会の各種競技団体が実施するスポーツ教室についても、場や日程の確保を図りながら充実・拡充を図ります。 姉妹都市（下郷町）・友好都市（勝浦市）とのスポーツ交流 予定されている東京国体（平成25年度）に向けての体制の検討	●体育指導委員の活用により、ニュースポーツを育成・指導し、体育協会を通して連盟等の行う各種大会・教室を支援することで、ニュースポーツの普及推進 ●姉妹都市・友好都市とのスポーツ交流について、市長部局生活文化課と検討 ●国体大会中央競技団体の視察受け入れ等の調査及び準備（西東京市は、バスケットボールの会場となることが決定） ファミリースポーツデーを通して、普及啓発を図った。 引き続き、検討を実施した。 施設改修計画について、補助対象工事の確認を行いながら、一定の方向性を検討した。	B	スポーツ振興課
(5) 地域を掘り起こし故郷を見直す文化財保護の推進							
		文化財資料の収集、整理と活用		郷土の歴史・西東京市の文化伝統への理解と愛着を深めるため、遺跡からの出土品や、民具農具等の市内の文化財資料の収集、整理、公開に努めます。また、文化財行政推進の体制づくりを検討します。 遺物、民具の整理、特別展示会の開催 数多く出土している遺物や西東京市の先人達が使用した民具の整備についても、西原総合教育施設（旧西原第二小学校）への郷土資料室の移設に併せて一層の充実を図り、公開していきます。 南入経塚（みなみいきょうづか）の調査への協力 保谷・調布線（都市計画道路3-2-6）の施工に伴う、住吉町5丁目にある南入経塚の東京都の行う調査に協力します。	●郷土資料室での展示等継続 ●都の調査への協力継続 既存、新規寄贈の民具の整理を行った。 下野谷遺跡第19次調査の出土遺物の整理を終え、特別展を開催した。 東京都埋蔵文化財センターの発掘調査に協力し、共催で現地説明会を開催した。（平成21年度に、発掘調査報告会を予定）	B	社会教育課

計画項目	計画の柱	主要施策	事務事業のテーマ	具体的な内容	●=平成17年度から平成19年度までの実施状況 ○=平成20年度の実施状況など	達成度	担当課			
			文化財の調査・保護	各種文化財の調査活動、保存、管理、展示、発表、伝承活動等の推進を図ります。 文化財の復元 旧田無村の穀櫃（こくびつ）の復元に向けての調査研究を進めます。 下野谷（したのや）遺跡の保存に向けての調査研究 下野谷遺跡の保存に向けて、財政措置も含めて計画化を図ります。その中で跡地の活用についても研究を進めます。	①平成17年度に、復元調査研究完了 ②平成17年度に、遺跡試掘調査及び遺跡公園の整備構想を市長部局の公園緑地課（現：みどり公園課）へ引継ぎ、遺跡公園の活用 平成17年度に復元調査研究については完了している。 市民への認知度を高めるため、遺跡公園を活用し、体験型事業などを行った。 遺跡公園の隣接地の確認調査（下野谷第20次調査）を行った。	A	社会教育課			
			文化財に親しむ機会の拡充	文化財に関する資料作成や講座等の実施により、郷土への理解、文化財保護への意識を高めます。 子どものための文化財教室の開催 文化財マップ、カードの作成 文化財ウィークへの取り組み	①文化財教室の実施(平成19年度には、体験型の火起こし教室等開催) ②平成17年度に文化財マップを頒布し、平成19年度には下野谷遺跡公園のパンフレット作成 ③東京都文化財ウィークの中で、写真展・講演会等開催 体験型教室（拓本・火おこしなど）、市内文化財探検を実施したほか、公民館とも連携し事業を行った。 文化財マップ・パンフレット等の見直しを図った。 講演会、特別展、写真撮影会、文化財めぐりなどを市民ボランティアの協力も得て行った。	A	社会教育課			
			(6) 生涯学習環境の整備							
			生涯学習の推進・支援体制の整備	市民の学習を総合的・全庁的に支援するための推進体制の充実を図ります。 生涯学習推進計画の取り組み 全庁的、体系的に取り組むため、市長部局とも連携を図りながら、計画を実行します。 生涯学習活動やコミュニティ活動の拠点整備 多様な生涯学習活動を市民が主体的、日常的に展開できるよう、公共施設等を活用した市民の自主運営による生涯学習活動やコミュニティ活動の拠点の整備を進めます。 （仮称）地域学習活動センターの設置 学校を地域の生涯学習の拠点と位置付け、市民参加の運営協議会を各学校に設置し、学校施設や地域の人材等を活用しながら学習・文化・スポーツ、体験事業等に取り組みます。	①平成17年度に実施計画を策定し、平成19年6月には「生涯学習推進計画連絡調整会部会」を発足 ②学校施設開放運営協議会等により実施 ③地域学習活動センターの設置について検討 市民参加の「生涯学習推進計画策定懇談会」での検討を経て、平成21年3月「生涯学習推進計画（計画期間：平成21年度から平成25年度まで）」を策定した。 学校施設開放運営協議会の全小学校19校設置を目指し組織作りへの支援を行ったが、調整できず18校の設置となった。 本格的な生涯学習情報提供システム構築が未着手のため次期生涯学習推進計画策定時に事業内容の見直しを行い、次期計画の推進事業から削除した。	B	社会教育課			
生涯学習情報システムの構築	全庁的に体系化された生涯学習情報システムを構築し、ITを活用した市民への情報提供に努めます。 生涯学習ガイドブックの作成 市民の学習ニーズを喚起し、市民の生涯学習活動の活性化を図るため、団体情報、施設情報、事業情報等の生涯学習関連情報をまとめたガイドブックを作成します。 ITを活用した生涯学習情報システムの検討 リアルタイムの的確な情報の提供を図るため、インターネット等を活用した生涯学習情報の広域的な収集・提供システムの検討を進めます。	①ガイドブックの作成に向けた検討 ②生涯学習情報システム構築の調査・検討 次期生涯学習推進計画を策定する中で、既存情報紙やホームページなどの情報を活用した生涯学習情報紙の充実について検討し、次期計画推進事業に位置付けた。 西東京市市民協働推進センター「ゆめこらぼ」を活用した情報提供について企画政策課と連携を図り、情報提供サービスの整備を進めた。	C	社会教育課						
人材活用制度の拡充	自分が学んだことや能力を、他者や地域に生かすためのコーディネートするしくみや体制づくりを進めます。 生涯学習人材情報の整備、活用 文化・スポーツ等のさまざまな分野での専門的知識や技能を持つ地域人材情報を把握し、学校や地域、各団体に積極的に活用できるような仕組みづくりを進めます。 人材の発掘 市内の各分野の専門家の発掘とその活用に努めます。また、武蔵野大学や早稲田大学等、地域の高等教育機関からの人材活用についても検討します。	①生涯学習人材（講師・指導者）情報の見直し整備を実施し、活用の拡充については、学習情報システムを構築する中で検討 ②各種審議会委員、講座講師等に地域大学の人材を登用、活用 次期生涯学習推進計画を策定する中で、地域人材を活用した事業の創設を検討し、次期計画推進事業に位置付けた。 生涯学習人材（講師・指導者）情報提供事業の情報データ更新、情報収集整備を行った。 学校施設開放運営協議会への事業企画支援として、求めに応じて、地域生涯学習事業で活用された人材情報などを提供した。	B	社会教育課						

計画項目	計画の柱	主要施策	事務事業のテーマ	具体的な内容	●=平成17年度から平成19年度までの実施状況 ○=平成20年度の実施状況など	達成度	担当課		
			まちづくりに関する学びへの支援	<p>市民が自分たちの住むまちを愛し、主体的にまちづくりに関わられるよう学習機会の充実を図ります。</p> <p>また、「生涯学習のためのまちづくり」から「生涯学習によるまちづくり」の総合的な推進への転換を図り、これまでの学習成果が生かされるような仕組みづくりを検討していきます。</p> <p>武蔵野大学との連携 平成14年5月に、西東京市と武蔵野大学とで地域のまちづくりを進めていくために締結した協定に基づき、同大学の実施する市民講座への市民参加や同大学の教授陣の協力による、教育委員会の各種施設での文化・スポーツ事業の実施に努めます。</p> <p>市内の高校との連携 市内の都立・私立高校や都立養護学校等との連携を図り、公開講座等の事業に協力すると共に、市民が積極的に参加できる方策を検討します。</p> <p>早稲田大学、東京大学との連携</p>	<p>●①～③各学校との共同事業の企画・実施</p> <p>武蔵野大学の協力を得てロードレース大会を実施した。 市内都立高校の施設開放委員会に出席した。 早稲田大学との協働事業として、野球部員の指導による小・中学生対象の野球教室を開催した。 今後も各学校との共同事業の企画・実施に向けて連携を強化する。</p>	B	社会教育課		
			(7) 学習・文化・スポーツ活動を支える基盤の整備						
			公民館施設の整備	<p>社会教育施設の中でも、市民の生涯学習活動の拠点となる公民館は、地域の学習の場、つながりの場としての機能が期待されています。</p> <p>公共施設の適正配置の検討の中で公民館の配置を見直します。同時に、地域学習情報提供の拠点整備や、地域コミュニティの構築や再生のための条件整備を図ります。</p>	<p>●既存施設の改修計画の検討を進め、平成19年度には、保谷駅前公民館の建設準備及び住吉公民館の移転準備を実施</p> <p>○6月29日に「保谷駅前公民館」の開館式典を挙行し、7月1日から供用開始した。</p> <p>○既存施設の改修計画について、総合計画として提出した。</p> <p>○平成21年度転出予定の市民課谷戸出張所の跡施設の利用について、谷戸公民館創作室として活用することが決定した。</p>	A	公民館		
			図書館施設の整備	<p>公共施設の適正配置の検討の中で現行図書館の配置を見直すと共に、高度多様化する市民のニーズに対応できるサービスの推進を図るため、中央図書館建設も早期に検討します。</p> <p>中央図書館建設の検討 既存施設のリニューアル</p>	<p>①平成17年度に、建替・改修等の懇談会を設置・検討</p> <p>②下保谷図書館の整備を検討</p> <p>高度多様化する市民ニーズに対応したサービスを提供できるよう検討を進めた。</p> <p>平成20年度には、保谷駅前図書館の開館。</p> <p>高度多様化する市民ニーズに対応したサービスを提供できるよう既存施設の改修の検討を進めた。</p>	B	図書館		
			文化施設の整備	<p>市民の文化活動の活性化を図るため、発表、交流の場の整備を図ります。また、貴重な文化財を保護し、後世に継承していくことを基本に、市民の学習活動や文化活動、展示等に活用できるよう文化施設の充実を図ります。</p> <p>西原総合教育施設の郷土資料室を充実 伝統文化センターの設置の検討</p>	<p>①郷土資料室の整理、展示の充実</p> <p>②設置に向けての調整・検討</p> <p>郷土資料室での展示物の収集整理を行った。 実施計画項目から削除</p>	B	社会教育課		
青少年教育施設の整備	<p>青少年の多様な活動を支援するため、青少年教育施設である菅平少年自然の家の施設整備と改修を図ります。</p> <p>○菅平少年自然の家の年次別計画的改修と運営方法の検討 菅平少年自然の家の施設整備については、学校教育とも連携を取りながら、当面の使用に対して年次計画を立て、施設の補修整備に努めます。また、管理運営についても、そのあり方について見直します。</p>	<p>●「菅平少年自然の家検討委員会」を設置し、施設改修や運営方法等について、施設のあり方を検討</p> <p>○「菅平少年自然の家検討委員会」で最終報告書作成のための課題等について検討を行った。</p>	C	菅平少年自然の家					

計画項目	計画の柱	主要施策	事務事業のテーマ	具体的な内容	●=平成17年度から平成19年度までの実施状況 ○=平成20年度の実施状況など	達成度	担当課
			スポーツ施設の整備	<p>新たな施設整備及び既存施設の一層の機能充実や活用を図り、市民の生涯スポーツ活動の多様なニーズにこたえられるよう、施設整備を進めます。また、今後、体育施設の管理運営については、統一的に（財）文化・スポーツ振興財団を活用することに伴い、スポーツ振興を支援する立場から、施設整備についても、（財）文化・スポーツ振興財団と十分な連携を図っていきます。</p> <p>ひばりが丘団地建替に伴うグラウンドの整備</p> <p>ひばりが丘団地の建替に伴い、西東京市と独立行政法人都市再生機構との協定に基づき、団地の中のスポーツ施設については、都市再生機構が整備を図り、西東京市が管理をしていくことになっています。これらのことから、現在の団地内のグラウンドを夜間照明のついたサッカー場、野球場、テニスコートなどや地区体育館、会議室等を含めた複合施設の確保に努めていきます。</p> <p>西東京市体育館の建替え</p> <p>田無庁舎に隣接する市体育館の老朽化に伴い、平成18年度のオープンに向けて建設を進めています。利用者相互の交流の場として機能するよう十分配慮し、スポーツ施設と文化施設双方の機能を兼ね備えた施設としています。</p> <p>予定されている東京国体（平成25年度）に向けての環境整備の検討</p>	<p>●①ひばりが丘団地建替事業に伴い団地内スポーツ施設を整備拡充</p> <p>●②平成18年5月に「南町スポーツ・文化交流センター"きらっと"」を開館</p> <p>●③国体大会中央競技団体の視察受け入れ等の調査及び準備</p> <p>引き続き、実施した。 引き続き、指定管理者による運営を行った。 補助金対象工事の確認を行いながら、改修の基本的な考え方を整理した。</p>	B	スポーツ振興課
			学校施設・民間施設の活用	<p>地域社会の教育力を高めるためにも、地域住民の生活に身近で、多くの学習機能を備えている学校や民間施設等、地域社会にある既存の施設を積極的、多面的に活用していきます。</p> <p>学校施設開放事業の見直し</p> <p>施設開放事業の遊び場開放事業については、土・日や平日の開放の時間帯設定等についても、制度をわかりやすくし、利用しやすい統一した制度への整備を早急に図り、より一層の充実に努めます。</p> <p>校庭、体育館のほか、特別教室など施設開放の拡充</p> <p>企業、都立高校、大学等のスポーツ・文化施設の活用</p> <p>武野大学や早稲田大学、市内各種企業の文化・スポーツ施設が利用できるよう関係機関に働きかけていきます。</p>	<p>●①校庭・体育館の開放事業の充実に向けて開放の見直し・検討を実施（平成19年度青嵐中学校体育館の施設整備に伴い開放事業拡充）</p> <p>●②開放できる施設の拡充を検討</p> <p>●③活用拡充のための関係機関への働きかけの実施</p> <p>保谷中学校体育館の施設整備に伴い開放事業を拡充した。 保谷中学校体育館の施設整備に伴い多目的室の開放を行った。 文化施設の利用についての働きかけは行わなかった。</p>	B	社会教育課

第4 事務の管理及び執行状況及び評価について

(2)教育委員会の活動状況

教育委員の任命状況

ア 平成20年3月31日から平成21年3月30日まで

職名	氏名	任期
委員長	竹尾格	平成20年3月31日～平成24年3月30日
委員長職務代理者	沼本禧一	平成19年3月31日～平成23年3月30日
委員	角田富美子	平成17年3月31日～平成21年3月30日
委員	宮田清蔵	平成18年3月31日～平成22年3月30日
教育長	宮崎美代子	平成17年3月31日～平成21年3月30日

イ 平成21年3月31日から

職名	氏名	任期
委員長	竹尾格	平成20年3月31日～平成24年3月30日
委員長職務代理者	沼本禧一	平成19年3月31日～平成23年3月30日
委員	宮田清蔵	平成18年3月31日～平成22年3月30日

平成21年3月31日現在、教育長は任命されていない。

教育委員会開催状況

定例会 12回 臨時会 2回

ア 議案

議案	件名	議決年月日	結果
平成20年 議案第25号	西東京市社会教育委員の解任及び任命についての専決処分について	20.4.22	承認
議案第26号	西東京市公民館運営審議会委員の解任及び任命についての専決処分について	〃	〃
議案第27号	西東京市図書館協議会委員の解嘱及び解任並びに委嘱及び任命についての専決処分について	〃	〃
議案第28号	西東京市立学校給食運営審議会条例の一部を改正する条例（申出）	〃	可決
議案第29号	西東京市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例（申出）	〃	〃
議案第30号	西東京市スポーツ振興審議会委員の解嘱及び委嘱についての専決処分について	〃	承認
議案第31号	西東京市立学校給食運営審議会委員の解任及び任命についての専決処分について	20.5.30	〃
議案第32号	西東京市社会教育指導員の設置に関する規則の一部を改正する規則	〃	可決
議案第33号	西東京市スポーツ施設条例の一部を改正する条例（申出）についての専決処分について	〃	承認
議案第34号	西東京市教育委員会の職員の人事についての専決処分について	〃	〃
議案第35号	西東京市教育委員会公印規則の一部を改正する規則	20.6.24	可決
議案第36号	西東京市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則についての専決処分について	〃	承認

議案第37号	西東京市立学校事案決定規程の一部改正について	〃	可決
議案第38号	西東京市スポーツ施設条例施行規則の一部を改正する規則 についての専決処分について	20. 6 .24	承認
議案第39号	西東京市公民館設置及び管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	〃	可決
議案第40号	西東京市図書館設置条例施行規則の一部を改正する規則	〃	〃
議案第41号	西東京市菅平少年自然の家管理規則の一部を改正する規則	〃	〃
議案第42号	西東京市教育委員会の職員の人事についての専決処分について	20. 7 .22	承認
議案第43号	西東京市教育委員会表彰について	〃	可決
議案第44号	西東京市教育委員会文書管理規程の一部改正について	〃	〃
議案第45号	平成21年度使用西東京市立小学校教科用図書の採択について	〃	〃
議案第46号	平成21年度使用西東京市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について	〃	〃
議案第47号	西東京市教育委員会の職員の人事について	〃	〃
議案第48号	平成20年度教育関係 9月補正予算について（申出）の専決処分について	20. 8 .27	承認
議案第49号	西東京市教育委員会の職員の人事についての専決処分について	〃	〃
議案第50号	西東京市立学校給食運営審議会委員の解任及び任命について	〃	可決
議案第51号	西東京市立中学校の教職員の人事の内申についての専決処分について	〃	承認
議案第52号	西東京市立中学校の教職員の処分の内申についての専決処分について	20. 9 .29	〃
議案第53号	西東京市教育委員会の職員の人事についての専決処分について	〃	〃
議案第54号	西東京市学校施設適正規模・適正配置に関する基本方針について	20.11.25	可決
議案第55号	西東京市立小学校における給食費の適正化について（諮問）	〃	〃
議案第56号	西東京市立中学校の教職員に関する措置について	〃	〃
議案第57号	西東京市立学校給食運営審議会委員の解任及び任命について	20.12.24	〃
議案第58号	学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部改正について	〃	〃
議案第59号	西東京市スポーツ施設条例施行規則の一部を改正する規則	〃	〃
議案第60号	西東京市立中学校の教職員の処分の内申についての専決処分について	〃	承認
平成21年			
議案第 1号	西東京市教育委員会広報発行規程の一部改正について	21. 1 .27	可決
議案第 2号	平成20年度西東京市教育委員会表彰について	〃	〃
議案第 3号	平成21年度使用西東京市立中学校特別支援学級教科用図書の採択の一部変更について	21. 2 .13	〃
議案第 4号	西東京市スポーツ振興基金条例の一部を改正する条例（申出）	21. 1 .27	〃
議案第 5号	西東京市公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例（申出）	〃	〃
議案第 6号	西東京市図書館設置条例の一部を改正する条例（申出）	〃	〃
議案第 7号	西東京市立小学校の教職員の処分の内申について	〃	〃
議案第 8号	西東京市奨学資金支給条例の一部を改正する条例（申出）	〃	〃
議案第 9号	平成21年度西東京市立小・中学校の校長及び副校長の人事の内申について	21. 2 .13	〃

議案第10号	西東京市立小学校の教職員の処分の内申についての専決処分について	〃	承認
議案第11号	平成21年度西東京市教育委員会の教育目標について	21. 2 .24	可決
議案第12号	平成20年度教育関係補正予算について（申出）の専決処分について	〃	承認
議案第13号	平成21年度教育関係予算について（申出）の専決処分について	〃	〃
議案第14号	平成20年度西東京市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（平成19年度分）について	〃	可決
議案第15号	西東京市教育計画について	21. 3 .29	可決
議案第16号	西東京市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部を校長等に委任する規程の一部改正について	〃	〃
議案第17号	西東京市教育委員会職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程の一部改正について	〃	〃
議案第18号	西東京市立学校事案決定規程の一部改正について	〃	〃
議案第19号	平成20年度教育関係補正予算について（申出）の専決処分について	〃	承認
議案第20号	西東京市教育委員会職員の人事について	〃	可決
議案第21号	西東京市立小学校の教職員の人事の内申についての専決処分について	〃	承認
議案第22号	西東京市教育委員会の指導主事の人事についての専決処分について	〃	〃
議案第23号	西東京市立中学校長に関する措置についての専決処分について	〃	〃
議案第24号	西東京市立小学校の校長に関する指導及び教職員に関する措置について	〃	可決

イ 選挙

選挙	件名	選挙年月日
平成21年 選挙第1号	西東京市教育委員会委員長の選挙について	21. 3 .31

ウ 請願

請願	件名	受理年月日	審査年月日	結果
平成20年 請願第1号	平成22年度使用の中学校用教科用図書の採択適正化について	20.12.10	20.12.24 21. 1 .27	継続審査 理由付不採択

教育計画策定懇談会

任期 平成 20 年 6 月 25 日から教育長に報告する日まで

座長 副座長

構成	氏名
学識経験者	田中義郎
西東京市立学校の児童及び生徒の保護者の代表	本領かほり
	倉島和恵

公募による市民	大橋 喜美雄
	操野 千代子
西東京市立学校の校長の代表	清水 則之
	山田 武司
西東京市社会教育委員	松本 辰雄
西東京市スポーツ振興審議会委員	北岡 和彦
西東京市公民館運営審議会委員	上田 幸夫
西東京市図書館協議会委員	村田 眞昭
西東京市体育協会の代表	石井 利正

西東京市教育計画策定懇談会設置要綱

委員 12 人 会議 9 回

主な審議事項 教育計画の趣旨等について、教育計画素案の検討について

教育委員会のその他の活動

ア 定例学校訪問

種類	訪問者	内容
A 訪問	教育委員、教育長、教育部長、教育企画課長、学校運営課長、教育指導課長、教育相談担当課長、統括指導主事、指導主事	(午前) 全学級の授業参観 (午後) 研究授業・研究協議会
B 訪問	教育指導課長、統括指導主事、指導主事	〃

平成 20 年度訪問実績 (2 年間で A B を入れ替えて全校を訪問する。)

教育委員会訪問	学校名
4 月 30 日 (水) A	田無第一中学校
5 月 7 日 (水) A	田無第二中学校
5 月 21 日 (水) A	田無第三中学校
5 月 28 日 (水) A	泉小学校
6 月 2 日 (月) B	青嵐中学校
6 月 9 日 (月) B	保谷中学校
6 月 18 日 (水) B	ひばりが丘中学校
6 月 25 日 (水) B	谷戸第二小学校
7 月 2 日 (水) A	柳沢中学校
7 月 9 日 (水) A	保谷小学校
9 月 9 日 (火) B	本町小学校
9 月 16 日 (火) B	栄小学校
9 月 25 日 (木) B	保谷第二小学校
9 月 29 日 (月) B	保谷第一小学校
10 月 9 日 (木) B	谷戸小学校
10 月 15 日 (水) A	住吉小学校

10月22日(水)A	芝久保小学校
10月29日(水)A	東伏見小学校
11月5日(水)A	東小学校
11月12日(水)A	明保中学校
11月19日(水)A	上向台小学校
11月26日(水)A	向台小学校
12月1日(月)B	碧山小学校
12月9日(火)B	田無小学校
1月19日(月)B	田無第四中学校
2月4日(水)B	けやき小学校
2月10日(火)B	中原小学校
2月17日(水)B	柳沢小学校

イ P T A ・保護者の会連絡会との懇談会

11月21日(金) 市長、教育長、教育部長、教育企画課長、秘書広報課長が出席し、西東京市立小中学校 P T A ・保護者の会連絡会と要望事項について懇談。

ウ 小・中学校長との懇談会

8月4日(月) 教育委員、西東京市立小中学校長と学校における諸課題をテーマにグループ懇談。

(3) 教育に関する事務の管理及び執行状況(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条関係/各タイトル後の()内は該当する号番号)

学校その他の教育機関の設置状況(第1、2、3、7、12号該当)

ア 小学校

学 校 名	所在地	教 室 数		児 童 数 (人) 1 20.5.1	教 職 員 数 (人) 20.5.1		建 物 面 積 (㎡)	屋 内 運 動 場 (㎡)	校 地 面 積 (㎡) 20.3.31	主 な 工 事 関 係 (平 成 2 0 年 度)
		普 通	特 別		教 員 系 2	行 政 系 3				
田 無	田無町 4-5-21	23	11	606(32)	33	4	5,426	930	15,722	焼却炉等撤去工事・アスベスト除去工事・天窓墜落防止具設置工事
保 谷	保谷町 1-3-35	12	18	398	21	4	5,597	814	16,460	校舎・渡り廊下防水改修工事
保 谷 第 一	下保谷 1-4-4	14	15	461	22	8	5,220	628	11,767	職員用トイレ改修工事・焼却炉等撤去工事・天窓墜落防止具設置工事
保 谷 第 二	柳沢 4-2-11	17	12	531	24	9	5,042	800	12,300	焼却炉等撤去工事
谷 戸	緑町 3-1-1	16	10	479	26	3	4,491	909	14,938	校舎等改修工事・LAN ケーブル敷設工事・天窓墜落防止具設置工事
東 伏 見	東伏見 6-1-28	15	20	489	26	3	5,537	798	16,515	トイレ節水器設置工事・校庭芝生化工事
中 原	ひばりが丘-6-25	24	14	649(30)	33	9	5,378	796	13,659	焼却炉等撤去工事
向 台	向台町 2-1-1	18	13	634	25	8	4,558	817	13,487	校舎雨漏り修繕工事
碧 山	中町 5-11-4	16	13	562	23	4	5,388	685	13,404	音楽室防音工事・天窓墜落防止具設置工事
芝 久 保	芝久保町 3-7-1	12	16	356	20	3	5,175	822	15,123	焼却炉等撤去工事
栄	栄町 2-10-9	16	13	512	21	4	4,268	803	10,180	
泉	泉町 3-6-8	10	13	277	14	3	3,913	776	11,318	焼却炉等撤去工事
谷 戸 第 二	谷戸町 1-17-27	17	10	543	24	8	4,550	786	13,587	プール排水切替工事・校舎段差改修工事
東	東町 6-2-33	14	13	358(14)	20	8	3,953	757	11,096	焼却炉等撤去工事
柳 沢	南町 2-12-37	12	15	430	18	7	4,901	768	13,005	プール排水切替工事・天窓墜落防止具設置工事
上 向 台	向台町 6-7-28	22	10	805	29	3	5,560	1,023	15,028	プール用温水シャワー設置工事
本 町	保谷町 1-14-23	12	12	333	18	7	4,480	804	9,690	プール用温水シャワー設置工事・焼却炉等撤去工事
住 吉	住吉町 5-2-1	10	16	270	16	3	5,426	840	11,374	プール用温水シャワー設置工事・焼却炉等撤去工事 アスベスト除去工事
け や き	芝久保町 5-7-1	21	14	727	30	3	10,454	1,112	17,943	
合 計		301	258	9,420(76)	443	101	99,317	15,668	256,596	

1 ()内は特別支援学級の児童数 2 休職・休業者を含み、非常勤・臨時職員は除く。 3 都事務、市事務、栄養士、給食調理員(民間委託は除く)、用務員を含む。

イ 中学校

学 校 名	所在地	教 室 数		生徒数 (人) 1 20.5.1	教職員数 (人) 20.5.1		建物面積 (㎡)	屋内運 動 場 (㎡)	校地面積 (㎡) 20.3.31	主な工事関係(平成20年度)
		普通	特別		教員系 2	行政系 3				
田無第一	南町 6-9-37	15	22	443(15)	27	2	6,022	1,213	13,167	プール排水切替工事 天窓墜落防止具設置工事 音楽室サッシ防音工事・焼却炉等撤去工事 焼却炉等撤去工事 プール排水切替工事・天窓墜落防止具設置工事 焼却炉等撤去工事
保 谷	保谷町 1-17-4	18	16	581(16)	31	3	4,709	1,956	12,833	
田無第二	北原町 2-9-1	11	20	382	21	3	5,684	908	18,001	
ひばりが丘	住吉町 1-14-28	13	20	471	23	3	5,915	1,175	19,160	
田無第三	西原町 3-4-1	12	14	409	23	3	4,702	937	15,846	
青 嵐	北町 2-13-17	14	23	495	24	3	9,089	2,324	17,133	
柳 沢	柳沢 3-8-22	9	20	325	18	3	5,136	1,189	13,897	
田無第四	向台町 2-14-9	14	18	523	24	3	5,575	1,363	13,505	
明 保	東町 1-1-24	10	18	311	19	3	5,760	1,289	14,328	
合 計		116	171	3,940(31)	210	26	52,592	12,354	137,870	

1 ()内は特別支援学級の生徒数 2 休職・休業者を含み、非常勤・臨時職員は除く。 3 都事務、市事務、栄養士、給食調理員(民間委託は除く)、用務員を含む。

ウ その他

施 設 名	所在地	施 設 内 容		利用延 べ人数	建物面積 (㎡)	屋 内 運 動 場 (㎡)	校地面積 (㎡) 20.3.31	主な工事関係(平成20年度)
		会議室 数	その他 の施設					
西原総合教育施設	西原町 4-5-6	9	5	12,697	4,601	823	13,200	なし

教育委員会の組織及び定数（第3号該当）

組 織 機 構	職員数 20年4 月
合 計	166(5)
教育部	100(2)
部長	1
特命担当部長	1
教育企画課	10
課長等	1
企画調整係	5
学務係	4
学校運営課	12
課長等	1
経理係	3
施設係	4
保健給食係	4
教育指導課	13
課長等	2
教育相談担当課長	1
教職員指導係	6
教育相談センター	2
教育情報センター	2
社会教育課	6
課長等	1
社会教育係	4
文化財担当	1
スポーツ振興課	5
課長等	1
スポーツ振興係	4
公民館	17(1)
館長	1
事業係	4(1)
田無公民館	3
芝久保公民館	2
谷戸公民館	2
住吉公民館	3
ひばりが丘公民館	2
図書館	33
館長	1
庶務係	2

奉仕係	9
芝久保図書館	2
谷戸図書館	4
柳沢図書館	5
下保谷図書館	4
ひばりが丘図書館	6
菅平少年自然の家	2
所長	1(1)
管理係	1
小中学校	66(3)
小学校	58(3)
中学校	8

()内は再任用の人数で内書き

学齢児童・生徒について(第4号該当)

各学校の児童生徒数については、33～34ページを参照。

ア 学校(自由)選択制

申立期間 10月1日～10月31日

学校選択制度 適用件数の推移

学校名	21年度入学者				
	受入枠	申立件数	増	減	計
田無小学校	28	17	13	6	7
保谷小学校	30	2	0	11	-11
保谷第一小学校	15	2	2	0	2
保谷第二小学校	25	1	0	1	-1
谷戸小学校	40	10	8	3	5
東伏見小学校	20	3	1	5	-4
中原小学校	10	2	2	1	1
向台小学校	10	4	2	3	-1
碧山小学校	7	6	6	3	3
芝久保小学校	15	5	3	7	-4
栄小学校	5	2	1	2	-1
泉小学校	20	1	1	1	0
谷戸第二小学校	20	9	5	9	-4
東小学校	10	2	2	1	1
柳沢小学校	10	4	2	2	0
上向台小学校	5	4	3	7	-4
本町小学校	15	12	11	0	11

住吉小学校	30	4	3	4	-1
けやき小学校	20	6	4	3	1
小学校 計		96	69	69	0
田無第一中学校	40	33	22	9	13
保谷中学校	40	40	27	5	22
田無第二中学校	40	3	3	12	-9
ひばりが丘中学校	40	20	17	10	7
田無第三中学校	40	3	2	17	-15
青嵐中学校	40	6	2	3	-1
柳沢中学校	40	3	2	16	-14
田無第四中学校	30	30	21	11	10
明保中学校	20	9	8	21	-13
中学校 計		147	104	104	0
合 計		243	173	173	0

件数は、各年度入学時点の適用件数。したがって、申立はしたが私学等就学または転出等により学校選択申立を取消したものは含まない。

受入枠を超えて申立があった学校については、抽選を実施。

イ 不登校児童・生徒の適応指導教室の利用

適応指導教室入室児童・生徒数

	児童・生徒数(人)
小学生	5
中学生	39
合 計	44

適応指導教室とは、不登校状態にある児童・生徒を対象として学校生活への適応を促すことを目的に運営する教室。「スキップ田無教室」(西原総合教育施設内)及び「スキップ保谷教室」(保谷小学校別棟内)の2教室がある。

ウ 就学指導・入級指導

() 就学指導委員会

会議開催状況 7回

審議児童延べ人数 59人

() 通級指導学級入級委員会

会議開催状況 7回

審議児童延べ人数 53人(情緒23人 言語30人)

エ 特別支援教育の専門家チームおよび巡回相談に関して

() 専門家チーム会議

開催年月日	平成 21 年 1 月 23 日
-------	------------------

() 専門家チーム委員派遣状況(延べ回数)

派遣場所	派遣回数
市立小学校	4
市立中学校	1
その他の機関	1
計	6

() 巡回相談実施状況

派遣場所	学校支援アドバイザー(延べ回数)	心理カウンセラー(延べ日数)
市立小学校	17	630
市立中学校	10	-
市立保育園	62	-
その他の機関	0	-
計	89	630

オ 教育相談の状況

() 来室相談(含む適応指導教室入室相談)、電話のみの相談、緊急・臨時の相談

主訴分類	相談種別	来室相談 (適応指導教室入室相談を含む。)		電話のみの 相談		緊急・臨時の 相談	
		件数 (うち新規)	延べ 回数	件数	延べ 回数	件数	延べ 回数
主 訴							
性格・行動に関する事(不登校、集団不 適応、いじめ、情緒不安定等)		278 (112)	5,381	50	62	43	198
精神・身体に関する事(言葉の遅れ、神経 症・同疑、脳器質障害等)		43 (13)	687	9	11	4	15
知的問題(学業不振等)		33 (23)	348	9	11	2	13
進路について		4 (2)	111	3	5	7	52
その他(しつけ・育て方、親子関係、教師と の関係等)		21 (7)	382	44	52	27	94
合 計		379 (157)	6,909	115	141	83	372

() 就学相談

主 訴	件数(うち新規)	延べ回数
通級入級相談(情緒)	37 (31)	259
通級入級相談(言語)	37 (30)	119
就学相談(小学校)	43 (43)	344
就学相談(中学校)	24 (24)	196
転学相談	34 (29)	247
その他心身障害に関する事	5 (5)	27
合 計	180 (162)	1,192

通常学級から特別支援学級、都立特別支援学校への転校等

() 言語相談(延べ件数)

開催状況: 10回

延べ件数: 就学前 36人、小学生 69人

() 小学校派遣心理カウンセラーの相談(週1回派遣)

主 訴	件数	延べ回数
性格・行動に関すること (不登校、集団不適應、いじめ、情緒不安定等)	614	4,937
精神・身体に関すること (言葉の遅れ、神経症・同疑、脳器質障害等)	161	1,592
知的問題(学業不振等)	161	1,212
進路について	0	0
その他(しつけ・育て方、親子関係、教師との関係、学級経営等教員からの相談等)	650	3,097
合 計	1,586	10,838

教科用図書(第6号該当)

採択教科用図書一覧

【小学校】(21年度~22年度)

種 目	教科書名(発行会社名)
国 語	国語(光村図書出版)
書 写	小学書写(教育出版)
社 会	小学社会(教育出版)
地 図	楽しく学ぶ小学生の地図帳 (帝国書院)
算 数	新しい算数(東京書籍)
理 科	たのしい理科(大日本図書)
生 活	あたらしいせいかつ (東京書籍)
音 楽	小学音楽 音楽のおくりもの (教育出版)
図画工作	図画工作(日本文教出版)
家 庭	新しい家庭(東京書籍)
保 健	新しい保健(東京書籍)

【中学校】(18年度~21年度)

種 目	教科書名(発行会社名)
国 語	現代の国語(三省堂)
書 写	現代の書写(三省堂)
社 会 (地理的分野)	わたしたちの中学社会 地理的分野 (日本書籍新社)
社 会 (歴史的分野)	わたしたちの中学社会 歴史的分野 (日本書籍新社)
社 会 (公民的分野)	新中学校公民 日本の社会と世界 (清水書院)
地 図	中学校社会科地図(帝国書院)
数 学	中学校数学(大日本図書)
理 科 (第1分野)	中学校理科1分野 (大日本図書)
理 科 (第2分野)	中学校理科2分野 (大日本図書)
音 楽 (一般)	中学校の音楽 1・2・3 上・下 (教育芸術社)
音 楽 (器楽合奏)	音楽のおくりもの(器楽) (教育出版)

美 術	美術（日本文教出版）
保 健 体 育	新中学保健体育（学習研究社）
技 術 ・ 家 庭	技術・家庭（技術分野） 技術・家庭（家庭分野） （東京書籍）
英 語	NEW CROWN （三省堂）

教職員に対する研修実施状況（第8号該当）

校長・副校長・主幹・教諭研修会等実施状況

委員会・研修会名	回数	人数	実施年月日	研 修 内 容
道徳授業地区公開講座担当者会	2	約 60	平成 20 年 4 月 28 日 平成 21 年 2 月 27 日	学校における道徳授業の充実について 道徳授業地区公開講座及び道徳教育の成果と課題について
情報教育専門員連絡会	3	約 90	平成 20 年 5 月 2 日 11 月 17 日 12 月 12 日	情報交換・協議「ICT 教育実践上の課題」 講義「ICT を活用した授業づくり」 講師 北区立西ヶ原小学校 副校長 野間 俊彦 氏 情報交換・協議「情報教育実践の報告と来年度に向けての課題」

委員会・研修会名	回数	人数	実施年月日	研修内容
特別支援教育研修会	8	約 300	平成 20 年 6 月 23 日 7 月 25 日 8 月 25 日 8 月 26 日 10 月 30 日 12 月 5 日 平成 21 年 1 月 26 日	講演 「特別支援教育の充実 - 平成 20 年度の取組み」 講師 東京都教育庁指導部 義務教育特別支援教育指導課 指導主事 川口 真澄 氏 講演 「通常の学級における配慮を要する子供への支援 - 校内委員会の活性化を図る -」 講師 東京都特別支援教育推進室 統括指導主事 田村 康二郎 氏 講演 「関係機関と連携した特別支援教育の進め方」 講師 本市教育委員会 指導主事 本市教育委員会 教育相談センター主任等 講演 「発達障害の理解と個別の教育支援計画の策定」 講師 東京都立小金井特別支援学校 特別支援教育コーディネーター 木村 栄子 氏 情報交換 「個別の教育支援計画の策定と個別指導計画の作成」 講演 「個別指導計画の作成と活用のために - 特別な配慮を 要する児童・生徒への支援の在り方 -」 講師 本市教育委員会専門家チーム委員 宮本 紀夫 氏 講習 「特別支援教育コーディネーターによる伝達講習」 講師 西東京市立保谷中学校 特別支援教育コーディネーター 小川 亮 氏
特別支援教育研修会	8	約 300	2 月 20 日	講演 「特別な配慮を要する児童・生徒への指導の実際」 講師 メンタルクリニックあんどう 院長 安藤 公 氏
人権尊重教育推進委員会	5	約 90	平成 20 年 5 月 29 日 6 月 24 日 11 月 14 日 12 月 2 日 平成 21 年 1 月 16 日	協議「人権教育推進のための方針について」 協議「人権課題の整理と課題解決のための検討」 講義「人権教育プログラムの活用について」 本市教育委員会 指導主事 人権教育推進校 西東京市立中原小学校研究発表 ・研究授業についての協議、課題解決のための検討等 ・講演 講師 白梅学園大学 教授 村越 正則 氏 人権教育推進校 西東京市立けやき小学校研究発表 ・研究授業についての協議、課題解決のための検討等 ・講演 講師 筑波大学 副学長 谷川 彰英 氏 人権教育推進校 東村山市立東村山第一中学校研究発表 ・研究授業についての協議、課題解決のための検討等 ・講演 講師 藤井 輝明 氏

委員会・研修会名	回数	人数	実施年月日	研修内容
教務主任会	11	約 300	平成 20 年 4 月 10 日 5 月 8 日 6 月 12 日 7 月 3 日 7 月 24 日 9 月 11 日 10 月 16 日 11 月 6 日 12 月 4 日 平成 21 年 1 月 15 日 2 月 2 日	教務主任の職務と役割及び年間研修計画について 研修「より良い学校づくり」と「道徳教育の充実」 研修「特別支援教育」と「日本の伝統・文化」 研修「移行措置」と「授業改善推進プラン」 講演「学校評価の進め方」 講師 本市教育委員会統括指導主事 研修「教育課程の編成～教育課程説明会から～」 研修(分科会別主題による研修報告準備) 研修(分科会別主題による研修報告準備) 研修「平成 21 年度教育課程の編成」 研修報告会 「教育課程編成上の工夫」 説明会「教育課程の編成」
生活指導主任会	11	約 320	平成 20 年 4 月 17 日 5 月 15 日 6 月 19 日 7 月 10 日 8 月 27 日 9 月 18 日 10 月 23 日 11 月 13 日 12 月 11 日 平成 21 年 1 月 22 日 2 月 5 日	年間計画、生活指導主任の職務と役割 事件・事故発生時の初期対応について 水泳事故防止について 夏季休業中の生活指導について 講演「ネットトラブルの実態と対応」 講師 NPO 情報セキュリティフォーラム 事務局長 植田 威 氏 児童・生徒の問題行動等生活指導上の諸問題に関する調査結果 不審者情報等、市内全体で共有しておくべき情報 各学校のいじめの防止に対する取組みについて 年末・年始の生活指導について 子供の携帯電話の利用に係る取組みについて 市内全体で共有しておくべき情報について
研究主任会	5	約 250	平成 20 年 4 月 21 日 6 月 26 日 7 月 23 日 10 月 24 日 平成 21 年 2 月 13 日	年間研修計画、各校の取組みについての情報交換 校内研究の進め方、情報交換 講演「校内研究・校内研修を活性化させる研究主任の役割」 講師 白梅学園大学 教授 村越 正則 氏 校内研究の成果と課題について、情報交換 新学習指導要領の理解について 多摩地区教育推進委員会報告会(多摩教育センター)
保健主任会	5	約 150	平成 20 年 4 月 24 日 5 月 22 日 7 月 25 日 11 月 20 日 平成 21 年 2 月 12 日	年間計画、情報交換「今年度の研修について」 不登校児童・生徒への対応、情報交換 講演「児童・生徒のメンタルヘルスと対応」 講師 くじらホスピタル院長 岡田 謙 氏 学校の管理下における歯・口のけが防止 体力向上・運動習慣等の各校の取組や課題について

委員会・研修会名	回数	人数	実施年月日	研 修 内 容
初任者研修	18	約 500	平成 20 年 4 月 15 日 5 月 20 日 6 月 3 日 6 月 17 日 7 月 1 日 7 月 22 日 7 月 30 日 8 月 20 日 ~ 22 日 10 月 7 日 10 月 21 日 11 月 4 日 11 月 18 日 12 月 2 日 平成 21 年 1 月 20 日 2 月 3 日 3 月 3 日	開講式、講義「教員の職務と服務」 講師 本市教育委員会教育指導課長 講義・実習「教員のマナー」 講師 西東京三田会 講義・協議「児童・生徒理解」 講師 東村山市教育委員会 教育相談係長 高橋 功 氏 講義・実習「学級づくり・信頼関係づくり」 講師 杉並区立中瀬中学校 校長 藤川 章 氏 講義・演習「道德教育」 講師 武蔵村山市教育委員会 小・中一貫校開設準備室長 石田 周 氏 講義・実習「生活指導」 講師 本市教育委員会教育指導課長 講義「授業改善（特別活動）」 講師 東京都多摩教育事務所 指導課長 若林 彰 氏 宿泊研修会「模擬授業、分科会協議、野外活動等」 宿泊地 本市菅平少年自然の家 講義・協議「授業づくり・授業研究の基本」 分科会ごとの学習指導案検討 分科会ごとの学習指導案検討 授業研究 人権教育発表会 授業研究 授業研究 閉講式、研修成果と課題の発表
10 年経験者研修	8	約 64	平成 20 年 5 月 23 日 8 月 25 日 8 月 25 日 9 月 26 日 10 月 14 日 11 月 11 日 平成 21 年 1 月 16 日 2 月 13 日	年間研修計画及び個人研修テーマの作成 講義・演習 「生活指導の基礎・基本の充実」 講師 三鷹市教育委員会 主任指導主事 川崎 知巳 氏 演習・講義「短縮事例法による検討を活かした指導の実際」 講師 本市教育委員会 指導主事 授業研究及び協議会（英語・田無第三中学校） 授業研究及び協議会（算数・谷戸小学校） （算数・泉小学校） 授業研究及び協議会（算数・保谷小学校） （数学・柳沢中学校） 授業研究及び協議会（英語・ひばりが丘中学校） 授業研究及び協議会（算数・芝久保小学校） （保健体育・明保中学校）
主幹研修会	2	約 70	平成 20 年 5 月 1 日 7 月 23 日	演習・講義 「組織の活性化と主幹の役割」 指導・講評 講師 本市教育委員会統括指導主事 講演「学校の活性化と主幹教諭によるミドル・マネジメント」 講師 練馬区立光が丘第五小学校 副校長 表迫 信行 氏

委員会・研修会名	回数	人数	実施年月日	研 修 内 容
校長研修会	3	約 90	平成 20 年 6 月 6 日 7 月 17 日 12 月 4 日	講演「新しい学習指導要領を踏まえた授業改善」 講師 文部科学省初等中等教育局 視学官 宮崎 活志 氏 講演「管理職としての教職員のメンタルヘルスへの対応」 講師 三楽病院精神神経科部長 医師 真金 薫子 氏 講演「学校経営計画と学校評価」 講師 本市教育委員会統括指導主事
副校長研修会	2	約 60	平成 20 年 6 月 13 日 12 月 12 日	講義・演習「学校評価の進め方」 講師 本市教育委員会統括指導主事 講義・演習 「学習指導要領の理解と移行期間における教育課程の編成」 講師 本市教育委員会 指導主事
セキュリティ研修	8	約 350	平成 20 年 12 月 18 日 12 月 19 日 12 月 26 日(午前・午後) 平成 21 年 1 月 6 日 1 月 7 日 1 月 22 日 1 月 26 日	西東京市学校情報セキュリティポリシーの遵守 ・セキュリティポリシーとは何か ・個人におけるセキュリティ対策について ・学校でのセキュリティ対策について

児童・生徒の保健関係（第 9 号該当）

日本スポーツ振興センター給付件数及び給付金額（ 1 ）

学 校 名	件 数 (件)	給 付 金 額 (円)
田無小学校	25	199,848
保谷小学校	22	222,665
保谷第一小学校	29	217,552
保谷第二小学校	35	266,079
谷戸小学校	20	303,114
東伏見小学校	39	971,201
中原小学校	63	519,468
向台小学校	36	288,418
碧山小学校	50	420,947
芝久保小学校	18	116,099
栄小学校	17	259,956
泉小学校	17	121,010
谷戸第二小学校	31	215,088
東小学校	35	259,518
柳沢小学校	19	115,116
上向台小学校	41	312,728
本町小学校	16	218,990
住吉小学校	31	250,921
けやき小学校	41	296,037
小 学 校 計	585	5,574,755

田無第一中学校	47	599,384
保谷中学校	58	667,168
田無第二中学校	25	208,573
ひばりが丘中学校	30	457,589
田無第三中学校	52	553,464
青嵐中学校	44	471,175
柳沢中学校	40	422,519
田無第四中学校	61	707,148
明保中学校	57	421,731
中学校計	414	4,508,751
合計	999	10,083,506
前年度比率(2)	98%	85%

- 1 子供の学校災害に対する給付金。給付金額は、平成20年度請求に対する給付額。
- 2 平成19年度合計件数及び給付金額を100としたときの比率

学校給食の実施状況(第11号該当)

ア 小学校給食調理業務民間委託の実施状況

委託実施校 11校 保谷小学校・東伏見小学校・碧山小学校・泉小学校・住吉小学校・栄小学校・芝久保小学校・けやき小学校・田無小学校・谷戸小学校・上向台小学校・柳沢小学校 (は平成20年度から実施した学校)

直営実施校 7校 保谷第一小学校・保谷第二小学校・中原小学校・向台小学校・谷戸第二小学校・東小学校・本町小学校

イ 中学校牛乳給食実施校

実施校 9校 田無第一中学校・保谷中学校・田無第二中学校・ひばりが丘中学校・田無第三中学校・青嵐中学校・柳沢中学校・田無第四中学校・明保中学校
は20年度から実施した学校

社会教育(第1、12号該当)

ア 社会教育委員、社会教育委員の会議開催状況

()社会教育委員名簿

任期 平成19年7月1日から平成21年6月30日まで

議長 副議長

構成	氏名	備考
学校教育の関係者	高谷好文	平成20年4月1日から
	山田武司	平成20年4月1日から
社会教育の関係者	小川朝昭	平成20年7月1日から議長 (平成20年6月30日まで副議長)
	岡村保江	
	瀧島晴治	
	濱崎昌子	

	松 嶋 真	
	宮 崎 澄 子	
家庭教育の向上に資する活動を行う者	橋 本 典 子	
	本 田 久美子	
学識経験のある者	有 澤 多津子	
	貝 塚 茂 樹	
	松 本 辰 雄	平成 20 年 7 月 1 日から副議長 (平成 20 年 6 月 30 日まで議長)

根拠等：社会教育委員設置条例

() 会議の開催状況

定例会 11回 臨時会 1回

主な審議事項 社会教育関係団体の補助金、菅平少年自然の家のあり方について

() 研修会

実施日 平成21年 3月19日 午後 2時から 4時まで

会 場 西東京市役所保谷庁舎 4階研修室

内 容 「地域教育力における社会教育の役割について」

講 師 上田 幸夫(日本体育大学教授)

イ 地域生涯学習事業

児童等の学習活動の援助及び地域の文化活動や社会教育活動の促進を目的に実施

委託先	委託料(円)	延べ事業回数	参加者延べ数(人)
保谷第一小学校施設開放運営協議会	808,211	27	1,556
保谷第二小学校施設開放運営協議会	1,180,000	98	1,936
谷戸小学校施設開放運営協議会	276,959	11	224
東伏見小学校施設開放運営協議会	437,139	12	273
中原小学校施設開放運営協議会	606,468	12	1,366
向台小学校施設開放運営協議会	82,791	7	95
栄小学校施設開放運営協議会	330,499	8	584
谷戸第二小学校施設開放運営協議会	498,423	12	530
東小学校施設開放運営協議会	414,087	14	778
柳沢小学校施設開放運営協議会	542,164	47	1,332
本町小学校施設開放運営協議会	806,000	21	1,041
住吉小学校施設開放運営協議会	171,833	3	200
けやき小学校施設開放運営協議会	407,576	13	370
西東京市地域活動の会	800,000	12	369
合 計	7,362,150	297	10,654

ウ 公民館

公民館名	所在地	建物 面積 (㎡)	講座室			保育室	
			講座 室数	利用件数 (件)	延べ利用 者数(人)	利用件数 (件)	延べ利用 者数(人)
保 谷	柳沢1-15-1	1,204	5	4,365	59,405	143	1,639
田 無	南町5-6-11	1,241	6	5,254	67,570	108	1,288
芝 久 保	芝久保町5-4-48	974	5	2,831	28,048	146	1,399
谷 戸	谷戸町1-17-2	902	4	3,474	39,803	116	871
ひばりが丘	ひばりが丘2-3-4	900	6	4,078	46,645	127	1,079
保谷駅前	東町3-14-30	711	5	3,145	31,099		
合 計		5,932	31	23,147	272,570	640	6,276

保谷駅前公民館は、平成20年7月1日からの利用件数及び延べ利用者数

エ 公民館運営審議会委員、審議会開催状況

() 委員名簿

委員：14人 任期：平成19年5月1日から平成21年4月30日まで(第4期)

会長 副会長

区 分	氏 名
学校教育関係者	細井邦夫、西嶋剛昭
社会教育関係者	土田伸行、藤田律、江原ひろみ、古賀節子、 野間春二、伊波真貴子、森忠、武田雅子
家庭教育の向上に資する活動を行う者	石橋いづみ、加藤真理
学識経験者	上田幸夫、萩原建次郎

根拠等 西東京市公民館設置及び管理等に関する条例

平成20年6月25日以降、 会長：武田雅子、 副会長：森忠

() 会議

開催状況 定例会 12回

主な審議事項 事業計画書・報告書について
公民館だより編集室報告
正副会長及び公民館だより編集委員の互選
諮問事項について
谷戸出張所の跡施設利用について
保谷公民館の名称変更について
公民館事業の見直しについて
平成21年度公民館事業計画

オ 公民館実施事業

() 市民企画事業

実施件数 42件、内容「ワイン入門 初歩の初歩」他
実施団体 30団体

() 公民館主催事業

実施件数 94 件

- ・ 保谷 18 件、内容「若い女性のための短期集中 ゆかた塾」他
 - ・ 田無 16 件、内容「若い人のためのコミュニケーション講座」他
 - ・ 芝久保 13 件、内容「平和を考える講座 映像で見る、戦争の被災地・西東京」他
 - ・ 谷戸 16 件、内容「農業を知る講座」他
 - ・ ひばりが丘 14 件、内容「簡単クッキング教室 食べ力をつけよう！」他
 - ・ 保谷駅前 17 件、内容「盲導犬についてのお話と歩行訓練体験」他
- 延べ参加人数 18,826 人

() 保育室プレ体験事業

実施回数 10 回

(保谷 2 回、田無 2 回、芝久保 2 回、谷戸 2 回、ひばりが丘 2 回) 延べ参加人数 親子 77 組

カ 図書館

図書館名	所在地	建物面積 (㎡) 1	貸出冊数 (冊) 2	貸出利用者数 (人) 3
中 央	南町5-6-11	1,571	618,652	403,307
保 谷 駅 前	東町3-14-30	823	409,232	286,079
芝 久 保	芝久保町5-4-48	625	189,345	101,634
谷 戸	谷戸町1-17-2	770	254,276	143,526
柳 沢	柳沢1-15-1	813	453,661	282,090
ひばりが丘	ひばりが丘1-2-1	1,101	502,256	314,223
新町(分室)	新町5-2-7	117	23,518	9,542
合 計		5,820	2,450,940	1,540,401

1 建物面積については、施設白書（平成 19 年 10 月）から引用

2、 3 個人貸出に限る。

キ 図書館協議会委員、協議会開催状況

() 委員 任期 平成 19 年 5 月 1 日から平成 21 年 4 月 30 日まで

区 分	氏 名	人 数
学校教育関係者	吉田 勉	2
	福間 和正	
社会教育関係者	浅野 洋美	5
	一方井 寿子	
	木山 碩夫	
	村田 眞昭	
学識経験者	服部 雅子	3
	榎本 善紀	
	小西 和信	
	大澤 正雄	

印は会長、 印は副会長 根拠等 西東京市図書館設置条例

() 会 議

開催状況：定例会 4 回 臨時会 6 回 視察研修 3 回

主な審議事項：議案 図書館基本計画・展望計画（案）について

ク 菅平少年自然の家

施設名	所在地	室数		建物面積 (㎡)	宿泊利用 (人)	
		宿泊用	その他		移動教室	一般
菅平少年自然の家	長野県上田市菅平高原1223番地4516	21～37	2	2,454	3,745	2,128

建物面積については、施設白書（平成 19 年 10 月）から引用

スポーツ施設（第 1、12 号該当）

ア スポーツ振興審議会

() スポーツ振興審議会委員名簿

任期 平成19年 7 月 1 日から平成21年 6 月30日まで

会長、 会長職務代理

区 分	氏 名	推 薦 団 体 等	備 考
社会体育関係者	内 田 勇 渡 邊 一 雄 三 原 重 子 土 屋 悦 子	体 育 協 会 地 域 団 体 地 域 団 体 公 募 市 民	
学校体育の関係者	注) 永 村 隆 小 此 木 始 中 島 理 智	都 立 高 等 学 校 長 小 学 校 長 会 中 学 校 長 会	注) 平成 20 年 4 月 1 日から
スポーツに関する 学 識 経 験 者	伊 藤 順 藏 北 岡 和 彦 指 田 純	専門的知識を有する者 専門的知識を有する者 医 師 会	平成 20 年 4 月 1 日から

根拠等 スポーツ振興法及び西東京市スポーツ振興審議会条例

() 会 議

開催状況：8 回

主な審議事項：「西東京市スポーツ施設条例改正(案)及び同施行規則改正(案)について」
審議・承認

「平成20年度西東京市スポーツ施設・運動施設事業計画書(指定管理者)に
ついて」 報告

「西東京市スポーツ施設条例施行規則の一部を改正する規則について」報告

「学校開放プール事業のあり方について」 審議・承認

「西東京市スポーツ施設条例施行規則及び西東京市スポーツ振興基金条例
の一部改正について」 報告

イ 体育指導委員

任期 平成19年4月1日から平成21年3月31日まで

会長、 副会長

姉松 かつ代	田村 真理子			
高濱 美沙子	村上 博美	柏木 英子	穴倉 祐子	河野 邦子
渡辺 文子	米崎 雅夫	小野寺 正夫	松本 光司	加藤 芳郎
堀内 千春	大曾根 富美子	大安 紀子	大森 眞千子	狩野 奕
中島 早苗	長谷川 祐子			

根拠等 スポーツ振興法及び西東京市体育指導委員に関する規則

ウ スポーツ施設

() 体育館利用状況

施設名		件数	人数	
スポーツセンター (中町1-5-1)	貸切利用	第1体育室(全面)	131	10,054
		第1体育室(A面)	725	18,181
		第1体育室(B面)	677	13,183
		計	1,533	41,418
		第2体育室	980	25,032
		会議室	180	8,038
		温水プール	499	4,907
	個人開放	第1体育室	-	4,687
		温水プール	-	67,169
		トレーニング室	-	22,957
		ランニング走路	-	839
小計		3,192	175,047	
総合体育館 (向台町5-4-20)	貸切利用	第1体育室(全面)	134	16,788
		第1体育室(A面)	0	0
		第1体育室(B面)	731	15,346
		計	865	32,134
		第2体育室	907	25,696
		第1会議室	142	7,041
		第2会議室	3	30
	個人開放	第1体育室	-	14,989
		第2体育室	-	2,887
		トレーニング室	-	14,236
	小計		1,917	97,013
南町スポーツ・ 文化交流センター きらっと (南町5-6-5)	貸切利用	第1体育室	869	25,184
		武道場	706	14,624
		第2体育室	831	13,786
		多目的ホール	1,124	50,307
		会議室	654	37,976
	個人開放	第1体育室	-	3,316
	小計		4,184	145,193

武道場 (東町6-1-3)	貸切利用	多目的ホール	1,262	15,131
		剣道場	783	17,686
		柔道場	579	13,618
	小計	2,624	46,435	
合計			11,917	463,688

() 運動場利用状況

施設名			件数	人数	
北原運動場 (北原町3-3-61)	貸切利用	グラウンド	624	22,678	
	小計		624	22,678	
向台運動場 (向台町5-4-44)	貸切利用	昼間	グラウンド(全面)	78	12,021
			グラウンド(A面)	366	11,195
			グラウンド(B面)	328	15,551
		計	772	38,767	
	夜間	グラウンド(全面)	1	15	
		グラウンド(A面)	109	2,486	
		グラウンド(B面)	100	5,593	
計	210	8,094			
小計		982	46,861		
市民公園グラウンド (向台町5-4-9)	貸切利用	昼間	グラウンド	345	18,063
		夜間	グラウンド	226	7,901
	小計		571	25,964	
芝久保運動場 (芝久保町1-18-37)	貸切利用	グラウンド	418	14,306	
	小計		418	14,306	
芝久保第二運動場 (芝久保町5-6-28)	貸切利用	テニスコート(人工芝)	3,901	20,622	
		テニスコート(クレー)	1,721	9,127	
		計	5,622	29,749	
	ゲートボール場	19	19		
	遊びのひろば	-	1,068		
小計		5,641	30,836		
ひばりが丘運動場 (ひばりが丘3-1-24)	貸切利用	グラウンド	421	16,087	
	小計		421	16,087	
東町テニスコート (東町6-1-3)	貸切利用	テニスコート(人工芝)	2,432	15,587	
	小計		2,432	15,587	
健康広場 (栄町1-12-23)	貸切利用	グラウンド	463	9,536	
	小計		463	9,536	
合計			11,552	181,855	

() 西原総合教育施設内スポーツ振興施設

所在地：西原町4-5-6

区分	利用件数	利用人数
体育館	1,106	20,092
グラウンド	194	9,374
合計	1,300	29,466

文化財の保護（第14号該当）

ア 文化財保護審議会委員、審議会開催状況

()文化財保護審議会委員名簿

任期 平成19年7月1日から平成21年6月30日まで

会長 副会長

構成	氏名	備考
学識経験のある者	都築 恵美子	考古学
	関根 恒男	博物館学
	石井 則孝	考古学
	鈴木 賢次	建築学
	多々良 征四郎	学校教育
	近辻 喜一	郷土史
	並木 宏衛	民俗学
	山下 喜一郎	美術

文化財保護審議会条例

()会議の開催状況

定例会 3回

主な審議事項 西東京市指定文化財等について

イ 指定文化財一覧

指定番号	名称	指定年月日	所在地	西東京市条例による種別
1	石幢六角地蔵尊	昭和40年8月30日	西原町2-5-43	市有形文化財
2	田無ばやし	昭和40年8月30日	田無町3-7-4(田無神社)	市無形文化財
3	延慶の板碑	昭和40年8月30日	西原町4-5-6(西原郷土資料室)	市有形文化財
4	稗倉	昭和42年2月25日	田無町2-12-7	市有形文化財
5	下田家文書(公用分例略記)	昭和42年2月25日	田無町2-10-8	市有形文化財
6	北芝久保庚申塔	昭和42年2月25日	芝久保町4-12-48	市有形文化財
7	養老田碑	昭和45年7月14日	田無町2-12	市有形文化財
8	養老畑碑	昭和45年7月14日	田無町4-5-21(田無小学校)	市有形文化財
9	下田半兵衛富宅の木像	昭和45年7月14日	田無町3-8-12(総持寺)	市有形文化財
10	獅子頭(二頭)	昭和45年7月14日	田無町3-7-4(田無神社)	市有形文化財
11	高札(火付ケ御文言高札)	昭和57年4月23日	西原町4-5-6(西原郷土資料室)	市有形文化財
12	人馬賃銭御定メ掛札	昭和57年4月23日	西原町4-5-6(西原郷土資料室)	市有形文化財
13	葦山笠	昭和57年4月23日	西原町4-5-6(西原郷土資料室)	市有形文化財
14	十王堂一字建立の碑	昭和57年4月23日	向台町2-8(向台墓地)	市有形文化財
15	玉井寛海法士の墓	昭和57年4月23日	向台町2-8(向台墓地)	市有形文化財

16	撃剣家並木先生の墓	昭和 57 年 4 月 23 日	芝久保町 2-11 (芝久保墓地)	市史跡
17	南芝久保庚申塔	昭和 57 年 4 月 23 日	田無町 6-1-12	市有形文化財
18	地租改正絵図	昭和 57 年 4 月 23 日	南町 5-6-11 (中央図書館)	市有形文化財
19	文化九年検地図	昭和 57 年 4 月 23 日	田無町 2-10-8	市有形文化財
20	文字庚申塔	昭和 61 年 7 月 8 日	新町 1-2	市有形文化財
21	招魂塔	昭和 61 年 7 月 8 日	新町 1-2 (しらし窪墓地)	市有形文化財
22	六角地蔵石幢	昭和 61 年 7 月 8 日	保谷町 4-7	市有形文化財
23	青面金剛庚申像	昭和 61 年 7 月 8 日	泉町 2-3-2	市有形文化財
24	又六石仏群	昭和 61 年 7 月 8 日	住吉町 3-18	市有形文化財
25	田無村御検地帳	昭和 63 年 9 月 29 日	南町 5-6-11 (中央図書館)	市有形文化財
26	真誠学舎関係文書 (4 点)	昭和 63 年 9 月 29 日	西原町 4-5-6 (西原郷土資料室)	市有形文化財
27	尉殿大権現 神号額	昭和 63 年 9 月 29 日	田無町 3-8-12 (総持寺)	市有形文化財
28	柳沢庚申塔	昭和 63 年 9 月 29 日	田無町 2-22	市有形文化財
29	旧下田名主役宅	昭和 63 年 9 月 29 日	田無町 2-10-8	市史跡
30	木彫彩色三十番神神像 (付厨子)	平成 3 年 7 月 1 日	下保谷 3-11-17 (福泉寺)	市有形文化財
31	木彫彩色俱利伽羅不動明王像	平成 3 年 11 月 1 日	住吉町 1-6-5 (寶晃院)	市有形文化財
32	石製尾張藩鷹場標杭	平成 4 年 12 月 1 日	保谷町 5-16-9	市有形文化財
33	総持寺のケヤキ	平成 5 年 5 月 21 日	田無町 3-8-12 (総持寺)	市天然記念物
34	田無神社のイチョウ	平成 5 年 5 月 21 日	田無町 3-7-4 (田無神社)	市天然記念物
35	水子地蔵菩薩立像	平成 6 年 3 月 1 日	住吉町 1-6-5 (寶晃院)	市有形文化財
36	西浦地蔵尊	平成 6 年 3 月 1 日	保谷町 5-12-24	市有形文化財
37	六地蔵菩薩立像	平成 6 年 3 月 1 日	住吉町 1-2-12 (東禅寺)	市有形文化財
38	榛名大権現石造物群	平成 6 年 3 月 1 日	東伏見 2-6-13 (氷川神社)	市有形文化財
39	石燈籠一対	平成 7 年 3 月 1 日	住吉町 1-21-3 (尉殿神社)	市有形文化財
40	奉納絵馬群	平成 7 年 3 月 1 日	新町 2-7-24 (阿波州神社)	市有形文化財
41	一文銭向い目絵馬二枚	平成 7 年 3 月 1 日	泉町 2-7-25 (寶樹院)	市有形文化財
42	菅原道真石像	平成 7 年 3 月 1 日	北町 6-7-19 (天神社)	市有形文化財
43	観音寺の宝篋印塔	平成 8 年 3 月	田無町 5-7-5 (観音寺)	市有形文化財
44	馬駈け市大絵馬	平成 9 年 3 月 1 日	泉町 2-15-7 (如意輪寺)	市有形文化財
45	氏子中奉納題目塔二基	平成 9 年 3 月 1 日	北町 6-7-19 (天神社)	市有形文化財
46	保谷囃子	平成 9 年 3 月 1 日	北町 5-14-13 (代表者)	市無形文化財
47	岩船地蔵尊	平成 11 年 3 月 31 日	保谷町 6-4-7	市有形文化財
48	蓮見家文書	平成 12 年 12 月 25 日	北町 1-3-30	市有形文化財
49	幕末の洋式小銃	平成 13 年 1 月 9 日	向台町 2-3-14	市有形文化財

ほかに、国指定名勝 1 件、国指定史跡 1 件、都指定文化財 1 件

ウ 埋蔵文化財調査

遺跡名	所在地	対象面積 (㎡)	対 応	調 査 日 程	調査面積 (㎡)	内 容
坂下遺跡 近接地	東伏見 五丁目6番	160.49	立会調査	平成20年6月4日	-	埋蔵文化財に 影響なし
下野谷遺跡 (19次関連)	東伏見 三丁目6番	約30	立会調査	平成20年6月11日	-	埋蔵文化財に 影響なし
下野谷遺跡 (19次関連)	東伏見 三丁目6番	約3	立会調査	平成20年6月18日	-	埋蔵文化財に 影響なし
中荒屋敷遺跡	下保谷 三丁目3番	約3	立会調査	平成20年6月20日	-	埋蔵文化財に 影響なし
下野谷遺跡	東伏見 三丁目地内	約700	立会調査	平成20年6月23日	-	埋蔵文化財に 影響なし
下野谷遺跡	東伏見 六丁目6番	89.90	立会調査	平成20年7月14日 平成20年7月24日	-	縄文土器(基礎が 浅いため問題な し)
下野谷遺跡	東伏見 六丁目6番	約150	立会調査	平成20年7月14日	-	埋蔵文化財に 影響なし
南入経塚 (第3次)	住吉町 五丁目内	285.00	本調査	平成20年8月4日 ～9月15日	285.00	陶磁器 縄文石器
下柳沢遺跡 近接地	東伏見 三丁目2番	約90	立会調査	平成20年8月19日 ～20日	-	埋蔵文化財に 影響なし
上保谷上宿	住吉町 一丁目20 番	1,690.45	立会調査	平成20年9月9日 ～11日	-	埋蔵文化財に 影響なし
中荒屋敷	下保谷 三丁目3番	462.00	立会調査	平成20年10月8日	-	埋蔵文化財に 影響なし
下野谷	東伏見六丁 目6番3	151.27	立会調査	平成20年11月18日 ～20日	-	基礎が浅いため 問題なし
上保谷上宿	住吉町一丁 目2番12	4,337.22	試掘調査	平成20年12月11日 ～12日	32.00	遺物/遺構が少な いため本調査は 行わず
下柳沢遺跡	東伏見二丁 目6～7番 先	7.21	立会調査	平成21年2月23日 ～24日	-	埋蔵文化財に 影響なし
下野谷遺跡 (20次調査)	東伏見 六丁目4番	435.00	確認調査	平成21年3月2日 ～13日	130.00	縄文土器 石器
下野谷遺跡	東伏見 六丁目16 番	95.00	試掘調査	平成21年3月16日	2.25	埋蔵文化財に 影響なし
下野谷遺跡	東伏見一、 二、六丁目	約2,000	試掘調査	平成21年3月30日 ～4月2日	63.50	縄文土器・縄文時 代のピット

その他

ア 障害児童等介助事業（小学校の通常の学級に在籍する障害のある児童に対する介助員派遣）

利用児童人数 44人

（19年度年間介助上限日数別人数 100日まで：3人 50日まで：10人 25日まで：31人）

活動した介助員 58人

活動延べ時間数 7,420時間

イ 学校施設開放

（ ）校庭・体育館利用状況（遊び場開放）

小学校名	校庭		体育館	
	実施日数(日)	参加人数(人)	実施日数(日)	参加人数(人)
田無小学校	203	9,724	29	290
保谷小学校	168	8,043	23	661
保谷第一小学校	174	3,578	24	199
保谷第二小学校	173	3,211	32	434
谷戸小学校	155	2,818	22	112
東伏見小学校	199	3,242	14	129
中原小学校	157	3,683	26	418
向台小学校	135	2,896	19	203
碧山小学校	87	1,743	24	329
芝久保小学校	213	5,635	31	690
栄小学校	193	2,480	25	345
泉小学校	206	6,202	25	396
谷戸第二小学校	200	3,782	23	111
東小学校	127	3,430	24	708
柳沢小学校	214	3,767	14	84
上向台小学校	50	1,527	15	158
本町小学校	133	3,014	14	180
住吉小学校	199	4,827	26	408
けやき小学校	206	9,791	30	490
合計	3,192	83,393	440	6,345

（ ）学校施設団体利用状況

学校名	校庭(件)	体育館等(件)	合計(件)
田無小学校	111	479	590
保谷小学校	212	227	439
保谷第一小学校	99	310	409
保谷第二小学校	149	290	439
谷戸小学校	120	416	536
東伏見小学校	248	418	666
中原小学校	239	361	600
向台小学校	95	261	356
碧山小学校	104	283	387
芝久保小学校	123	325	448
栄小学校	201	458	659
泉小学校	133	115	248

谷戸第二小学校	116	391	507
東小学校	323	270	593
柳沢小学校	84	365	449
上向台小学校	128	491	619
本町小学校	185	359	544
住吉小学校	186	194	380
けやき小学校	144	496	640
小学校 合計	3,000	6,509	9,509
田無第一中学校	0	266	266
保谷中学校	0	143	143
田無第二中学校	0	287	287
ひばりが丘中学校	0	209	209
田無第三中学校	154	178	332
青嵐中学校	0	132	132
柳沢中学校	0	172	172
田無第四中学校	0	275	275
明保中学校	100	300	400
中学校 合計	254	1,962	2,216
全 体 合計	3,254	8,471	11,725

ウ 成人式

実施日 平成21年 1月12日

午前の部 午前10時から午前11時35分（式典は午前11時から）

午後の部 午後 1時30分から午後 3時05分（式典は午後 2時30分から）

会 場 保谷こもれびホール

参加者 午前の部 546人 午後の部 597人 合計1,143人

参加率 55%（参加者1,143人/対象者2,075人）

区 分 午前の部 田無第一中学校、保谷中学校、柳沢中学校、
田無第四中学校の区域在住者

午後の部 田無第二中学校、ひばりが丘中学校、田無第三中学校、青嵐中学校、
明保中学校の区域在住者

エ 広報発行状況

（ ）西東京の教育

年間発行回数：5回（5月、7月、11月、2月、3月）

印刷部数：91,500部/回

配布状況：全世帯配布

（ ）公民館だより

年間発行回数：12回（毎月）

印刷部数：90,100部/回（年平均）

配布状況：全世帯配布

() 図書館だより

年間発行回数：4回（4月、7月、10月、1月）

印刷部数：2,000部/回

配布状況：図書館窓口、市内小・中学校、市内公共施設、関係機関

第5 点検・評価に関する有識者からの意見について

武蔵野大学 教授 岩田弘三 氏

西東京市教育委員会の事務事業点検評価が開始されたのは、昨年度からである。平成19年度の事業を対象とした、その第1回目の評価様式をさらに改善する形で、今回の評価は、昨年度より各段に充実した評価様式になっていることを、第1に強調しておきたい。たとえば、その最大の改善点の一つは、今回の評価は、平成20年度の事業を対象とするものであるが、それ以前までに達成してきた実績と、平成20年度に実施した単年度の実績とを区別して、それぞれについて評価がなされている点である。平成19年度までに、すでに十分な成果があがっている項目については、平成20年度には、現状が維持されているだけでも、最低限、十分な成果があがっていると評価できる。逆に、平成20年度の単年度だけで実績があがっていても、絶対水準として、いまだ十分なレベルに達していない項目は、今後の大きな課題として残されることになるからである。だから、これまでの実績を踏まえた上で、評価が行われることこそが重要と考えられる。今回の評価のなかに、その点を取り入れられたのは、大きく評価できる。

第2に、今回から記述が加わった、平成19年度以前の実績事業活動についてみれば、これまでに、着実に多くの成果をあげていることは確かである。報告書のなかにこそ記述されていないものの、たとえば、西東京市の学校についての全国学力調査の結果が、良好であったことなどは、その成果を如実に表していると考えられる。

第3に、その平成19年度以前の状況を、さらに発展させるべく、平成20年度計画が立案されたわけであるが、それらのほとんどがおおむね達成されていることから、事業活動状況は、良好であると評価できる。

ただし、第1に、せっかく、平成20年度の単年度実績と、それ以前に達成された成果を区別した評価を行うことになったのなら、単年度評価については、教育委員会として、優先的に事業改善を進める必要あると考えている重点項目と、そうでない項目を分けた形で提示すると、単年度実績はより有効にアピール可能と思われる。

さらに、第2に、西東京市民の市民にとっての最大の関心事は、教育委員会の事務事業改善が最終的に、子どもの教育や、自分たちの生活の改善にどのような形で、影響してくるのかといった点であると思われる。だとすれば、その点にまで踏み込んだ評価も、難しいとは思いますが、できれば取り入れてほしい。今回の事務事業改善に対する評価が、良好と判断されるがゆえに、次なる課題として、あえて難題への挑戦を要望したい。

以上2つの課題については、いずれも理想論を述べたにすぎない。だから、早急に来年度から取り入れてほしいという要望ではなく、今後の検討課題としていただければ、幸甚である。

西東京市教育委員会の平成 20 年度事業の自己点検・評価の活動報告を受けて

概ね良好である。書面調査、ヒアリング調査のそれぞれの結果を踏まえ、13 事業、それぞれの項目において慎重かつ適正に検証した結果、すべての項目において教育目標の理念に沿って事業目標が検討され、真摯に取り組んでいることが認められた。しかしながら、子どもたちを取り巻く社会状況の不確かさは、学校において子どもたちが豊かで生き生きとした人生をおくる準備ができるよう支援することを教育行政職に強く求めていることを鑑み、教育目標実現に対応した事業項目等の妥当性点検を更に進めることが期待される。今回の 13 事業の評価は以下のとおりである。

1. 西東京市教育計画(平成 21 年度～平成 25 年度)が立案され、今後、5 年間の指針が決められた。教育委員会事業の舵取りが明文化されたことは評価できる。
2. 教育環境の整備は重要であり、学校施設適性規模・適性配置の検討が進められることは重要である。事業努力を評価したい。一方、教育の営みは、教育の有意味性と深く関わっており、効率化のみが先行することを躊躇する見識もまた、重要である。教育目標の実現のための事業展開であることを教育委員会としては大事にして欲しい。
3. 教育を受ける権利を保証することがあっても阻害してはならない。その意味で特別支援教育推進は重要であり、今回の評価の後、更なる努力を期待したい。
4. 学校施設の整備は、計画的に実施されており、特段の問題はない。教育目標の実現のための事業展開であることを常に意識して、教育委員会としては大事にして欲しい。
5. 中学校給食の実施とその準備が着実に進められており、事業計画の実施状況としては概ね良好である。一方で、事業そのものを目的化せず、教育目標の実現のための事業であることの更なる意識化を期待する。
6. 学習支援事業は、学習者の多様化の進行とともに、ますます重要度を増している。人的支援のみならず、専任教員の研修などを通じた指導力の向上も含めて、人的支援(量的支援と質的支援)の問題に継続的に取り組むべき事業であり、評価できる。
7. 情報教育においては、ともすると、教育現場での必要性とは異なる要因によって推進されるといったことが起きる。今、必要なのは、どのような情報教育が子どもたちに必要であり、それを如何に実現するか、そのために如何なる整備が必要なのかを明確にすることである。
8. 不登校については、ある程度の数値目標の設定も検討する必要がある。不登校研究調査事業についても今後に期待する。
9. 生涯学習推進計画は、策定が目的であればこれで評価すべきであるが、もう少し内容に踏み込んだ事業計画があっても良いのではないだろうか。今後に期待する。
10. 学校開放プール事業は、学校プールの開放によって、子どもたちのみならず市民の健康増進をはかる事業として意義のある活動であり、評価できる。
11. 公民館・図書館の整備は計画どおり進行しており、特段の問題はないが、生涯学習推進事業として、更なる工夫と発展が期待される事業である。
12. 図書館事業の見直しについては、社会の変化に応じて図書館機能もまた更新されること

が期待されており、生涯学習推進事業として、今後の展開が期待される。

13. 菅平少年自然の家の管理運営事業はその必要性、妥当性の検証とともに有効に活用できる術を模索され、くれぐれも施設運営そのものが目的化されないことを期待する。

これら 13 項目の一連の評価活動を通じて認識した今後の検討課題を挙げる。まず、これらの事業は、区分整理が十分に検討されていないのではないか。もう少し工夫ができるのではないか。

教育目標の下で、大きく学校教育支援と生涯学習支援の二つに分類されるようである。個々の事業は年度当初の事業計画との関わりの中で個々に評価をされ、各論的事業評価に特段の問題は感じられないものの、西東京市教育委員会全体の教育・学習支援事業を包括的に見ることに若干困難を感じた。事業区分はこれら 13 項目で本当に良いのか。評価対象となった 13 事業以外にもあるのではないかと。また、評価対象事業としては統合することが望ましいものもあるのではないかと。各評価対象事業項目の見直しと、事業分類(大・中・小)を適切に整理する必要があると思われる。評価活動が形骸化しないためにも、生かされる評価の枠組みを作られることを期待したい。教育目標の実現に向けた支援事業目標(大区分1)とし、中区分2、小区分5ないし6に纏められると良いように思われる。教育目標と同様に年度当初に当然用意されるべき支援事業目標の設定とその妥当性は、いったい誰がいつどこで検証しているのかもまた、重要である。そして、学校教育および生涯学習において、学習者としての市民の満足度が事業評価の尺度となるような仕組みを工夫できるのではないだろうか。今後の検討課題としたい。

最後に、教育委員会の行う教育・学習支援事業は、行革の文脈で目標設定およびその評価がなされないように期待する。これは、行革の是非を問うているのではない。その意義を認めた上で、行革は行革として別途議論すべきであり、教育委員会の行う支援事業は、あくまでも教育目標の実現のための支援事業として、子どもたちの未来を、あるいは豊かな市民社会の実現を見据えた事業の設定とその活動でなくてはならない。行革の進行によって教育目標の実現が後退したと言うことが教育委員会主導で行われてはならないのであり、その意味では、教育委員会は市民育成を通じた未来社会の発展に責任を持つ教育行政職によって担われなければならない。ともすると、現代の社会では、効率化の追求を優先しすぎるあまり、さまざまな分野で専門化や細分化が極度に進展し、その弊害として、視野が狭まり、硬直した画一的な見方をしてしまいがちである。このような見方は、グローバル化が進み、価値観が多様化して行く社会で、教育行政職として、複雑な問題に取り組まなければならないときにむしろ大きな障害となって立ちはだかることになる。

今後は、西東京市の教育行政の更なる発展に向けて、行政職の意識の更なる高次化を期待したい。

以上。

政策研究大学院大学 教授 横道清孝 氏

1．学校施設の適正配置について

田無市・保谷市の合併により西東京市が誕生して以来8年以上が経過したが、小中学校の通学区域及び学校施設の配置に関しては、根本的な見直しが行われていない。この間、教育委員会としても問題意識を持ち、平成17年度から様々な調査検討を進め、平成20年度においては、今後の方向性を示した「基本方針」が決定されたことは評価できる。

しかしながら、平成22年度で合併によるまちづくりの10年間が終わり、翌年度以降は合併に伴う財政的特例措置も縮減されていく。公共施設の適正配置は、合併効果として期待される大きなものの1つであるが、西東京市においては、まだその効果が現れるまでには至っていない。小中学校は、最も基本的かつ重要な公共施設であり、新市にふさわしい適正配置を是非とも実現させていく必要がある。

平成21年度は、具体的な方策を検討する段階に入り、新町・向台地域及び谷戸・ひばりが丘地域において地域協議会を設置することであるが、中長期的視点から、学校施設の適正配置の実現に向けたさらなる取組を期待したい。

2．教育と情報化について

すべての小中学校の普通教室・特別教室へのパソコン配置と校内LAN整備が完了するとともに、平成20年度には「西東京市教育情報化推進計画」を策定して、教育の情報化への取組が進んでいることは評価したい。

今後は、これら整備された情報インフラを活用して、いかに教育効果を高めていくかが課題となるが、教育の情報化に伴う負の側面も認識しながら、前向きにかつ注意深く進めていくことが必要であろう。また、そのような教育の情報化の進展に伴い、情報モラル教育の重要性が一段と増してくるものと思われる。

今後、職員室へのパソコン整備も進むものと思われるが、それと並行しながら、教員が教務・事務処理を行うに当たって、より効果的・効率的なシステムのあり方について、情報セキュリティ対策にも十分配慮しながら、検討していくことが必要である。

3．菅平少年自然の家について

西東京市教育計画（教育プラン21）において、「青少年教育施設である菅平少年自然の家の施設整備と改修を図ります」とあるため、その達成度評価は数少ないC評価（実施に向けて検討）となっている。しかしながら、これは当初の計画目標のほうが時代環境に合わなくなってきたのではないかと思われるため、目標を達成してA評価を受けるのではなく、目標を達成しないでC評価を受けるほうが好ましい事例であろう。

平成21年度には、検討委員会が最終報告書のとりまとめを行うとされているが、平成18年度の行政改革推進本部の行政評価も踏まえ、時代環境に即した内容の提言が出されることを期待したい。

<資料>

(1) 西東京市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価実施要綱

第1 趣旨

この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第27条の規定に基づき、西東京市教育委員会（以下「委員会」という。）が、その権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価（以下「点検評価」という。）を行うに当たり、必要な事項を定めるものとする。

第2 点検評価の内容

委員会は、前年度における次に掲げる事務の管理及び執行の状況について点検評価を行う。

- (1) 西東京市教育計画に基づく事務及び事業に関すること。
- (2) 法第23条に規定する事務に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める事務に関すること。

第3 点検評価の実施、知見の活用等

委員会は、第2に規定する点検評価を毎年度実施し、点検評価の結果に係る報告書（以下「報告書」という。）を作成する。

- 2 委員会は、法第27条第2項により点検評価を行うに当たり、点検評価の客観性及び透明性を確保するため、教育に関し学識経験を有する者その他教育行政に関し知識を有する者（以下「学識経験者等」という。）の意見又は提言を受けるものとする。
- 3 委員会は、報告書を作成したときは、法第27条第1項の規定に基づき、西東京市議会に提出し、点検評価の結果について報告する。
- 4 委員会は、法第27条第1項の規定に基づき、報告書を市のホームページその他市の発行する広報紙等により市民へ公表する。
- 5 委員会は、点検評価の結果を踏まえて、委員会の事務及び事業等について適切な措置を講じるものとする。

第4 学識経験者等

学識経験者等は、点検評価について中立かつ公正な立場で客観的な意見又は提言を具申できる者のうちから委員会が委嘱する。

- 2 学識経験者等の定数は、3人以内とする。
- 3 学識経験者等の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 学識経験者等が欠けた場合の補欠学識経験者等の任期は、前任者の残任期間とする。

第5 報償

学識経験者等に対して、予算の範囲内で定める額を報償として支給する。

第6 庶務

点検評価に係る庶務は、教育部教育企画課において処理する。

第7 その他

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年12月1日から施行する。

(2) 西東京市の市勢概要

ア 行政面積 15.85km²

イ 世帯と人口（平成21年3月31日現在）

世帯数	人 口		
	男	女	合計
88,980	95,499	98,567	194,066
(1,816)	(1,471)	(1,789)	(3,260)

（ ）内は、世帯数及び人口のうち外国人登録者数

ウ 一般会計予算（最終予算総額） 64,529,456,000円

<参考>

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第 23 条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

- (1) 教育委員会の所管に属する第 30 条に規定する学校その他の教育機関（以下「学校その他の教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること。
- (2) 学校その他の教育機関の用に供する財産（以下「教育財産」という。）の管理に関すること。
- (3) 教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
- (4) 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。
- (5) 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。
- (6) 教科書その他の教材の取扱いに関すること。
- (7) 校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること。
- (8) 校長、教員その他の教育関係職員の研修に関すること。
- (9) 校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関すること。
- (10) 学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。
- (11) 学校給食に関すること。
- (12) 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。
- (13) スポーツに関すること。
- (14) 文化財の保護に関すること。
- (15) ユネスコ活動に関すること。
- (16) 教育に関する法人に関すること。
- (17) 教育に係る調査及び指定統計その他の統計に関すること。
- (18) 所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること。
- (19) 前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関すること。

